



岐阜市協働のまちづくり 推進計画2018—2022

岐阜市住民自治基本条例に基づく
住民自治の充実に向けて

平成30(2018)年3月
岐 阜 市

目 次

序章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の経緯	3
2 計画期間	6
3 計画の位置付けと推進体制	6
第1章 明日の住民自治像	7
1 明日の住民自治像	7
第2章 基本方針	9
1 市民の市政参画の促進	9
2 多様なまちづくりの主体の育成と協働	10
3 総合行政の推進	13
第3章 重点推進施策	15
1 重点推進施策についての基本的な考え方	15
2 重点推進施策の進捗管理	16
3 重点推進施策	17
資料編	42

計画全体の構成について

岐阜市住民自治基本条例の基本理念である「市民はまちづくりの主権者である」ことを市政運営の基本とし、「明日の住民自治像」の実現に向けて、本計画は構成されています。

序章 計画の策定にあたって

協働のまちづくりが求められる背景、計画期間、計画の推進体制について述べています。

第1章 明日の住民自治像

市民のまちづくりに対する関わり方が、これまで以上に重要となっている今日、住民自治の充実した社会に求める姿を「明日の住民自治像」として描いています。

第2章 基本方針

協働のまちづくりを推進する上で、市政運営に求められる基本となる3つの方針を定めています。

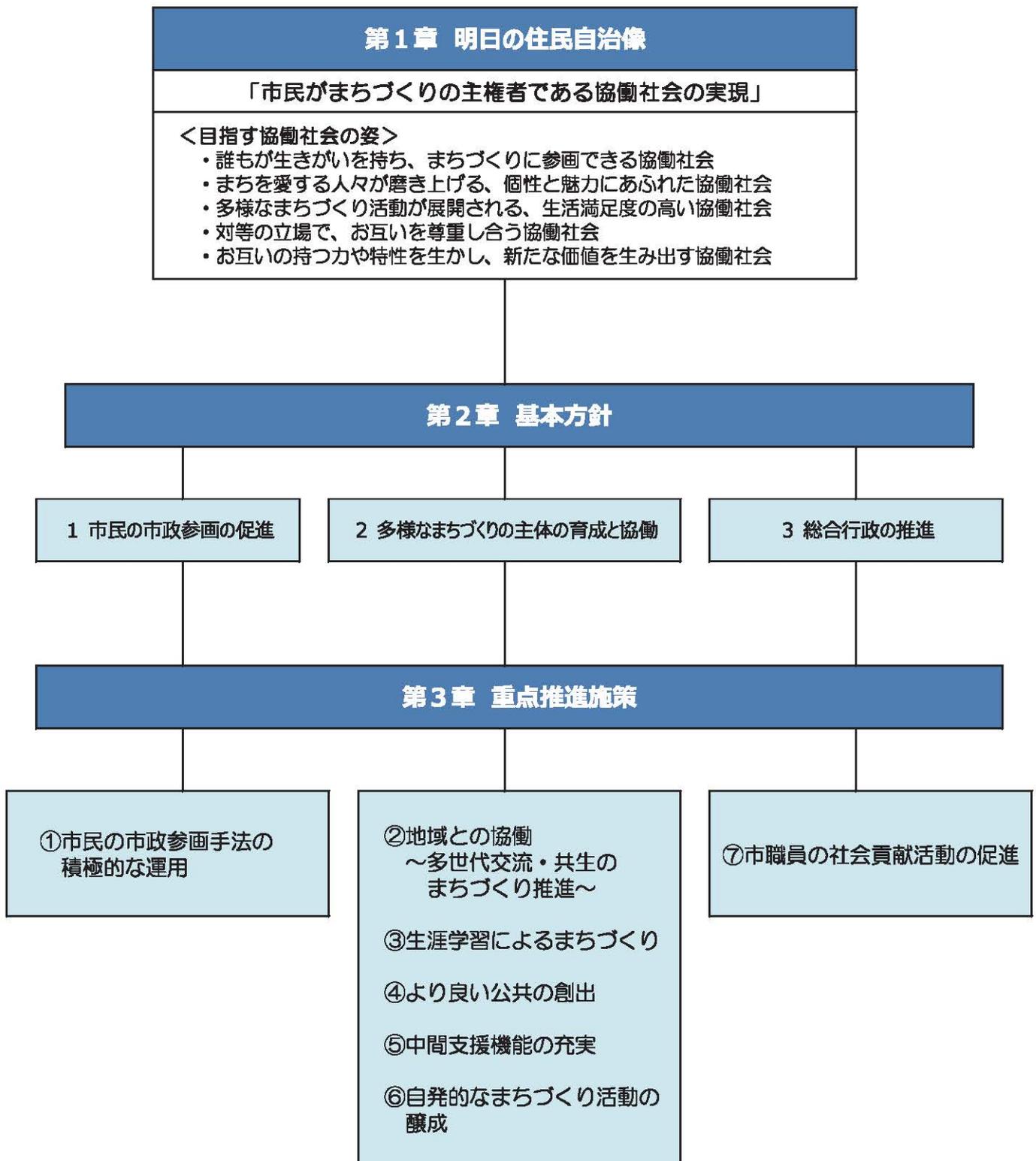
- 1 市民の市政参画の促進
- 2 多様なまちづくりの主体の育成と協働
- 3 総合行政の推進

第3章 重点推進施策

3つの基本方針ごとに、協働のまちづくりを推進する仕組みづくりに資する施策を重点推進施策として位置付けています。

資料編

＜岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022 の全体構成イメージ＞



序章 計画の策定にあたって



1 計画策定の経緯

(1) 社会背景

我が国は、平成 20 年をピークに人口減少局面に入っており、減少幅は年々増加しています。総人口に占める 65 歳以上の割合は上昇し続けている一方、平成 28 年の出生数は、100 万人を割り込むなど、少子高齢化の傾向が進んでいます。また、東京圏への人口集中も顕著になっています。

このような中、国においては、50 年後も 1 億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、「東京一極集中」の歯止め、地域の特性に即した地域課題の解決という 3 つの基本的視点から、人口・経済・地域社会の課題に対する取り組みを進めています。国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会を形成し、また地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保するための施策が求められています。

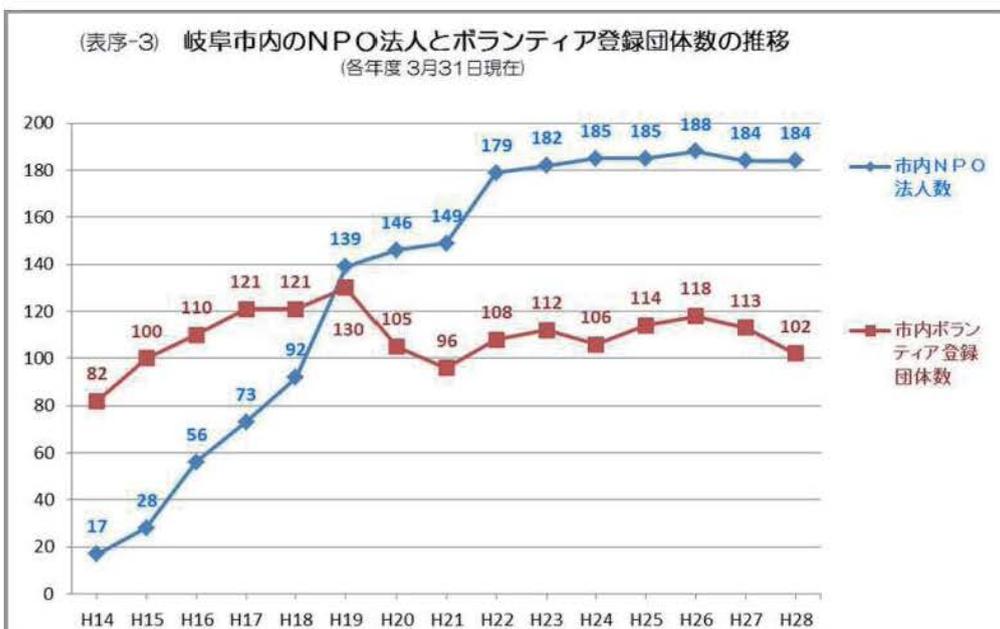
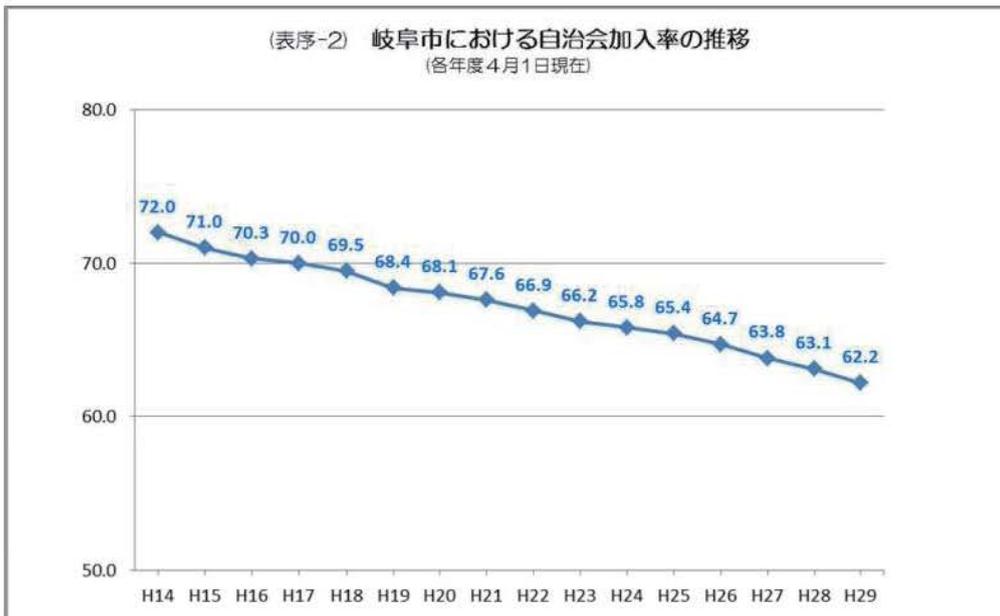
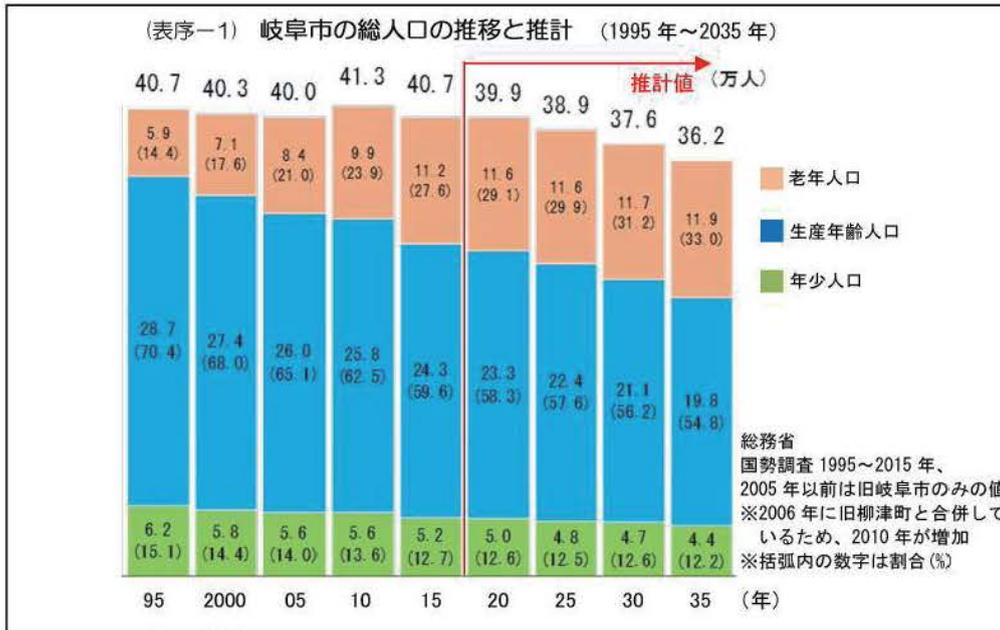
人口減少や少子高齢化が進行し、また人々のライフスタイルが変化する中、価値観の多様化による人と人との繋がり希薄化といった課題もより大きくなっており、今後、地域の変化や実情に応じたまちづくりを進めるために、市民やNPOなどの様々な担い手と市の協働によるまちづくりの必然性が増しています。

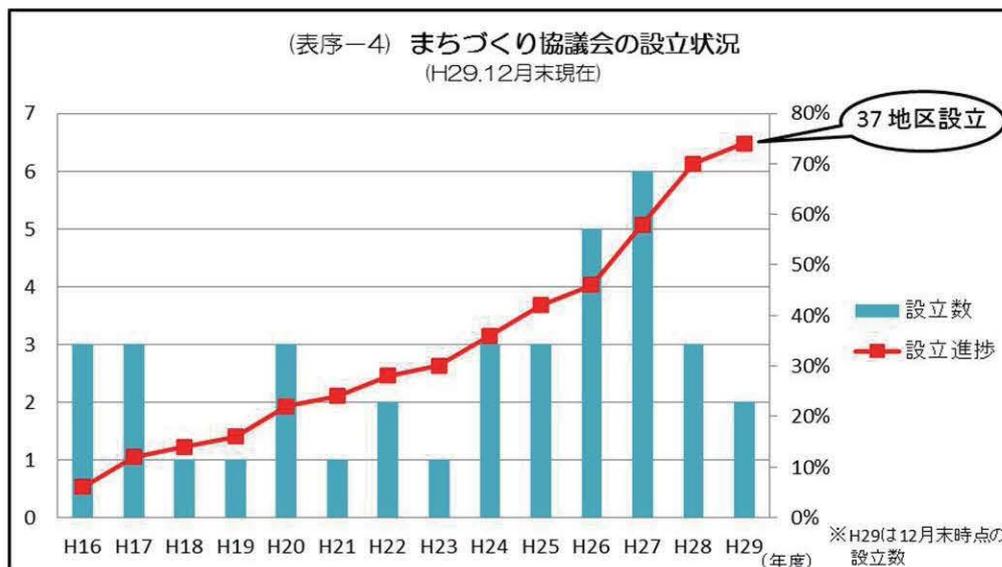
(2) 本市の現状

本市においても、人口減少、少子高齢化の進行は全国と同様の傾向にあり（参考：表序-1）、地域コミュニティの根幹を成す自治会への加入率も漸減傾向にあります（参考：表序-2）。また、市内の市民活動団体の状況をみると、様々な分野で、それぞれの持つ特性を生かした取り組みが期待されるNPO法人の数は、平成 22 年度以降ほぼ横ばいの状況にあります（参考：表序-3）。

地域が抱える課題は多様化・複雑化してきており、地域と市が力を合わせて地域コミュニティを活性化し、持続可能で活力あるまちづくりを進めていかななくてはなりません。本市では、各種団体が連携を図りながら、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、自治会連合会を中心として地域内の様々な活動団体、ボランティア団体、NPOなどによって構成される活動組織としてまちづくり協議会の設立を進めており、平成 29 年 12 月末時点で、50 地区のうち 37 地区設立されています（参考：表序-4）。しかしながら、若い世代の地域活動への参加が少ない、担い手が不足しているなどといった、まちづくり協議会を運営する上での課題を抱えています。







(3) 「岐阜市住民自治基本条例」の制定

「まちづくり」とは、市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものにするための取り組みすべてであり、市民一人ひとりが、まちづくりに関わっています。

本市では、まちづくりの基本となる住民自治の進展により、個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的に、「市民は、まちづくりの主権者である」を基本理念とする「岐阜市住民自治基本条例」を平成19年4月に施行しました。

(4) 「岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018—2022」の策定

岐阜市住民自治基本条例に基づき、条例の基本理念を職員や組織の隅々にまで浸透させ、市民と行政がまちづくりの思いを共有しながら協働のまちづくりの輪を広げていくため、平成20年3月に「協働型市政運営行動計画」(平成20年度～平成24年度)を策定し、さらに平成25年3月には、第2期目の計画となる「協働のまちづくり推進計画」(平成25年度～平成29年度)を策定し、協働のまちづくりに取り組んできました。

人口減少、少子高齢化が進行し、地域の課題が多様化・複雑化する中、すべての人が安心して暮らし続けられる地域をつくり、また活躍しやすい地域をつくっていくため、地域社会で市民が支え合う仕組みや複合的な課題を多様な世代や主体が協働して解決する多世代交流・共生のまちづくり、そして、地域社会を担う多様な人材を確保する重要性が増しています。

しかしながら、まちづくり活動や社会貢献活動に関わる人々はまだまだ限られており、引き続き、担い手の発掘と育成に向けた取り組みを充実させていく必要があります。こうした社会状況の変化に対応しつつ、これまでの取り組みを発展させ、協働のまちづくりを進めていくため、前計画を見直し、「岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2 計画期間

本計画は、計画期間を平成 30（2018）年度から 5 年間とし、5 年ごとに見直していくこととします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況に合わせ、必要に応じ、本計画内容の見直しを図ります。

計画の期間



※
「岐阜市住民自治基本条例」
施行（H19.4.1～）

3 計画の位置付けと推進体制

岐阜市住民自治基本条例は、住民自治に係る市政運営の原則及び市民参画の基本的な制度について規定する条例です。本市の各施策を展開するにあたっては、本条例の理念を反映させていくことが求められます。そのためにも、各部局の連携のもと、取り組みを進めていく必要があります。

本計画の推進にあたっては、市民に計画内容を広く周知し、協働のまちづくりをどのように進めていくのか市民とともに考えていく機会をつくっていきます。また、本計画の進捗状況について岐阜市住民自治推進審議会に報告して意見を聞くとともに、岐阜市市民との協働推進本部において、庁内の連携を図り、各分野の中間支援組織との連携のもと取り組みを進めていきます。



第1章 明日の住民自治像

1 明日の住民自治像

近年の人口減少と少子高齢化の進行、多様化・複雑化する市民ニーズ、ライフスタイルの変化、価値観の多様化による人と人との繋がりの希薄化など、従来からの社会構造が大きく様変わりし、地域コミュニティにあっては、自治会加入率の低下、地域を担う人材の不足など、地域を取り巻く状況も大きく変化しています。

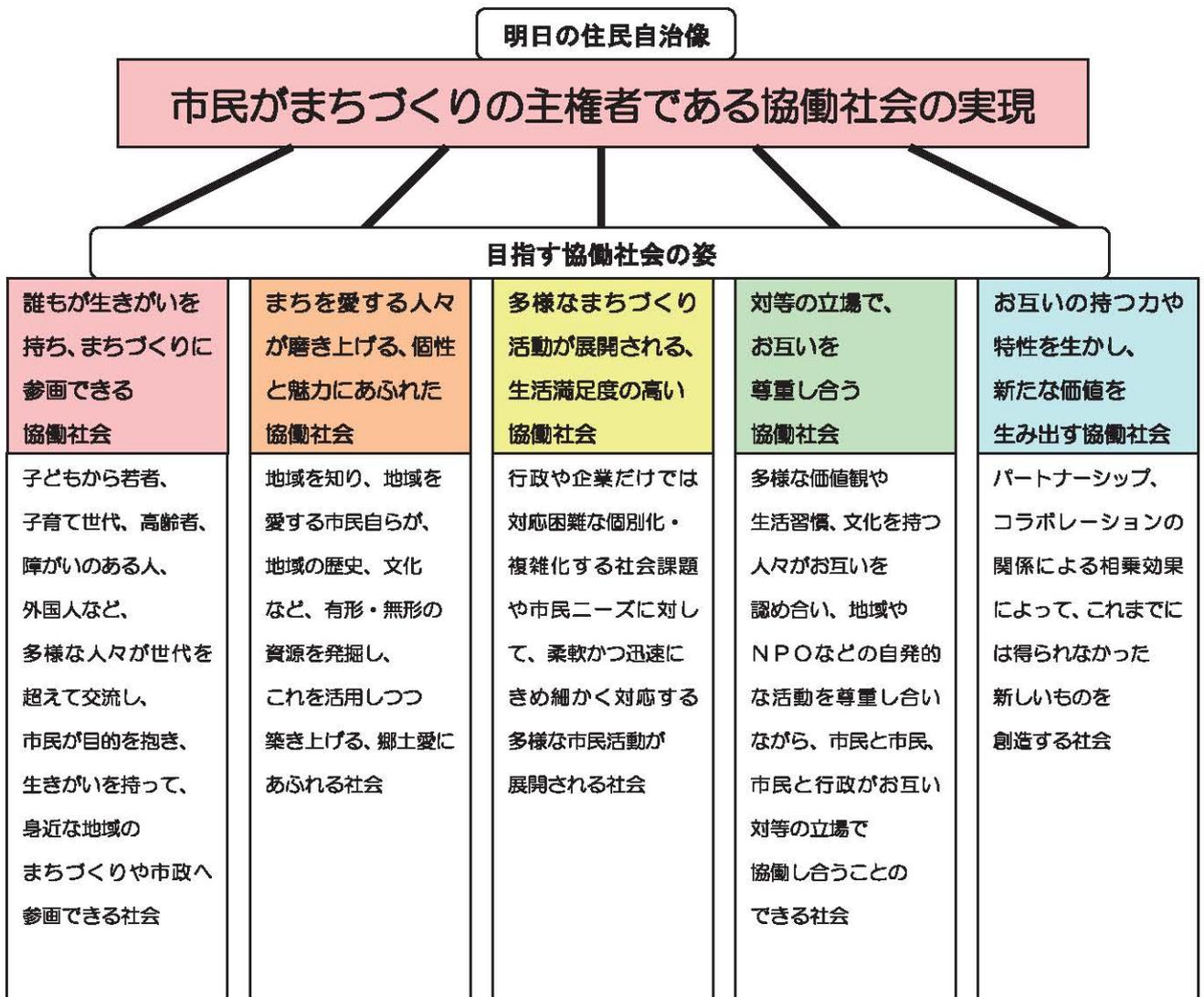
多様化する社会課題、新たな社会課題に柔軟にきめ細かく対応していくためには、市民・市民活動団体・企業・議会・行政などがお互いのアイデアや資源を持ち寄り、それぞれの特性を生かし、みんなで一緒にまちづくりを進めていくことが重要となってきます。市民と市民、市民と行政が協働して取り組み、あるいは役割分担することが必要です。行政においては、自らが市政における役割を果たすとともに、まちづくりを担う市民活動の芽を見つけ、育み、支援する役割を果たすことが大切です。

私たちの生活しているまちを、より安全で住み良い、魅力あふれるまちにしたいという思いは、市民共通の願いです。協働という言葉は、地域や社会の課題解決のため、市民が相互に、または市民と行政がともに、それぞれが担うべき役割を果たしながら、お互いを認め合い、特性を生かし、協力して取り組むことを表しています。

本計画においては、住民自治の充実に向けて、市民と行政がともにまちづくりを担っていく社会を目指し、「明日の住民自治像」として、「市民がまちづくりの主権者である協働社会の実現」を掲げ、そのもとに5つの「目指す協働社会の姿」（図1）を描き、協働のまちづくり推進の基本姿勢としていきます。



(図1) 明日の住民自治像・目指す協働社会の姿



第2章 基本方針

協働のまちづくりを推進する上で、市政運営に求められる基本となる3つの方針を定め、それぞれの方針を踏まえ、より効果的な事業のあり方を追求します。

基本方針

1 市民の市政参画の促進

市政全般について、企画の各段階に、市民の持つアイデアや活力を反映するための仕組みを整備し、実施する。

2 多様なまちづくりの主体の育成と協働

多様化する社会課題や市民のニーズにきめ細かく対応し、市民の生活満足度の向上を図るため、地域を愛し地域をよく知る市民、社会的使命の達成を目的として活動する市民など、多様なまちづくりの主体を育成し、協働する。

3 総合行政の推進

市民に分かりやすい市政運営と、市民がまちづくりを進めやすい行政対応を図るとともに、市職員に求められる協働のまちづくりに必要な素養を習得する。

1 市民の市政参画の促進

住民自治の理念を具現化していくためには、市民の意見や提言を市政に反映させるための仕組みを充実させていかなければなりません。

また、市の政策決定を行う過程に様々な形で市民の参画を得て、その意見を聴くとともに、市民が持つアイデアや活力を市政に取り入れて活用する仕組みを、より市民に分かりやすく情報発信し、より良い政策の立案や効果的な事業の運営を図ることが大切です。

(1) 市政参画制度の充実について

市政の様々な分野に対し、市民のアイデアを生かすためには、市民が市に対して経常的に意見・提言できる仕組みづくりが必要で、行政は、より多くの市民の意見や要望を把握し、市政に反映できる環境整備に努めなければなりません。

- ①パブリックコメント手続の積極的な運用
- ②市長への手紙の適切な運用
- ③審議会等の適切な運営
- ④広聴制度の充実

(2) 広報・情報発信について

市民が市政に参画するためには、広報紙やホームページなどを通じ、市政についての十分な情報が得られることが不可欠です。

市政やまちづくりについての情報を積極的にわかりやすく発信することで、まちづくりに対する市民の意識を高め、市民からの活発な意見が寄せられることが期待されます。

- ①広報紙やホームページによる情報提供
- ②各種メディアによる情報発信
- ③まちづくり活動情報の収集・提供
- ④まちづくり活動情報の発信支援

2 多様なまちづくりの主体の育成と協働

まちづくりの中で、市政が担っている部分は、全体の中ではごく一部に過ぎません。少子高齢化の進行など社会構造が大幅に変化し、厳しい財政運営かつ行政規模の縮小が求められる中で、多様化・複雑化する社会課題や市民のニーズに対応し、市民満足度を高めていくには、市民のアイデアや活力を広くまちづくりの分野に反映させていくことが必要です。

公益性・公平性を前提とする行政だけでは手の届きにくい課題に対し、助け合い意識や社会貢献意識を背景にした市民や地域コミュニティの主体的なまちづくり活動がこれを補完しています。これらの連携があつてこそ、明日の住民自治像・目指す協働社会の姿が展望されます。

行政においても、一定の公益性を担保しながら、課題解決の手法や技術を持ち、活動力や機動力のある市民との協働を図ることで、行政だけでは手の届きにくい課題に対して、その対応を見出すことが期待できます。

市民と行政が協働して、まちづくりを行うための対等なパートナーとなるためには、お互いに市民活動に対する理解を深め、意識を高めることが重要です。また、行政は、市民が自ら課題を発見し、解決する、まちづくり活動の芽を育てていくための支援を促進していく必要があります。

(1) 地域（自治会や各種団体など）との協働について

自治会をはじめ、地域の各種団体は、市民の身近な生活の場として住み良い地域社会を築くため、防災・環境・福祉・教育・景観などのあらゆる分野で重要な役割を果たしています。

また、地域団体のネットワーク組織であるまちづくり協議会は、地域の各課題に対応して住民主体のまちづくりを進めることができる地域の協働型組織であるだけでなく、将来的には住民自治の核、都市内分権の基盤として重要な役割を担うことが期待されます。

- ①地域力創生事業の推進（まちづくり協議会の支援・協働）
- ②地域のまちづくりにおける公民館施設の活用
- ③コミュニティセンターの運営
- ④ふれあい保健センターの運営
- ⑤地域包括支援センター（包括的支援事業）との協働
- ⑥コミュニティスクール、コミュニティバス事業等との連携・協働
- ⑦都市内分権の推進についての検討

(2) 生涯学習によるまちづくりについて

市民が、まちづくり活動をはじめとする様々な内容について意欲的に学び、生涯学習の成果がまちづくりに活用されていくことが、極めて重要です。生涯学習によるまちづくりを推進するにあたって、行政は、各種講座や研修など、市民が学ぶ機会の拡充に努めるとともに、市民の求める学習内容を的確に把握して、その充実を図る必要があります。

- ①岐阜市生涯学習基本計画の推進
- ②生涯学習「長良川大学」の充実
- ③人材活用の仕組み・受け皿づくり
- ④協働のまちづくりについての意識啓発

(3) NPO等（NPO法人、ボランティア団体など）との協働について

特定の社会課題の解決という目的を持ち組織されたNPO法人をはじめとする目的型コミュニティは、現在、様々な分野で活動が行われています。

これまで、公共の多くが、行政にゆだねられてきましたが、施策や事業のあり方について検討していく中で、地域をよく知る住民や専門性・機動性・柔軟性を生かしたNPOなどと協働した方が、効果的かつ効率的に実施できる事業があります。行政だけではきめ細かな公共サービスの提供に限界があることから、多様化・複雑化する社会課題の解決に対応していくには、NPO等と行政が協働して公共サービスを担っていくことが大切です。

NPO等と行政との協働によって、多様で幅広い分野の公益活動が生まれ、また、ボランティアを通じてより多くの市民が参画することが期待されます。

- ①「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」の運用
- ②指定管理者制度の運用
- ③岐阜版アダプト・プログラムの運用
- ④市民活動支援事業の拡充
- ⑤NPO等への研修機会の提供

(4) 中間支援機能の充実について

市民活動を始めたい、発展させたいという市民や団体にとって、親しみやすく相談しやすい窓口が設けられていることは、協働のまちづくりを推進する上で、大きな意味を持ちます。

市民の側から相談を持ちかけたり、情報提供を依頼したり、あるいは、提案をしようとする場合に、行政との間を仲介したり、他の市民活動団体や事業者との交流・ネットワークづくり・意見調整など、市民活動の主体性・自主性を確保し、その活性化を図る上で、中間支援組織には大きな役割が期待されます。

また、市民活動に関する情報の集積拠点として、相談窓口、情報提供、あるいは、市民が政策立案に参画する場の提供など、中間支援機能の充実は重要で、これらの情報提供や提言活動は、市民活動団体にとどまらず、地域コミュニティ、企業、行政などに対しても、幅広く中間支援機能の役割が期待されています。

- ①市民活動交流センター
- ②岐阜市まちづくりサポートセンター
- ③(社福)岐阜市社会福祉協議会(ボランティアセンター)
- ④岐阜市生涯学習センター(生涯学習・ボランティア相談コーナー)
- ⑤(公財)岐阜市国際交流協会
- ⑥(一財)岐阜市にぎわいまち公社

(5) 自発的なまちづくり活動の醸成について

市民の中には、普段の生活や仕事に時間を取られ、「社会に貢献できる活動に関心はあるけれど、時間に余裕がない」などの理由により、まちづくり活動への参加が難しいと考えている人が多くいると考えられます。

「日常生活のちょっとした行動でも、社会に貢献できる」という意識を育て、より広く、多様なかたちで、まちづくり活動に関われることを、広く市民に伝えていく必要があります。

また、市民が市民活動団体をつくり活動する際の大きな課題の一つに、「活動の財源確保」が挙げられることから、市民の寄附意識を醸成し、寄附金をまちづくり活動の支援に活用することで、より多くの市民の思いをまちづくり活動につなぐことができると期待されます。

- ①自発的なまちづくり活動の醸成
- ②「元気なぎふ応援基金」の運用

3 総合行政の推進

市民がまちづくりの主権者として行政と向き合える関係を築くには、行政が市民にとってわかりやすく、理解される存在でなければなりません。常に市民と対話できる開かれた市政運営に努め、「行政は市民と対等な協働の相手である」という信頼関係を築きあげていくことが必要です。

行政の施策の方向性を明確にし、市民の要望や提言に適切に対応できる組織体制づくり、まちづくりを支える職員の育成など、市民とともに行政も住民自治の理念に対する理解を深め、行政としてあるべき姿を追求していかねばなりません。

明日の住民自治を目指し、市民と行政の関係をより身近なものにしていくことが大切です。

(1) 計画行政の推進について

市政が担う施策は市民生活のあらゆる分野に関わっています。それだけに、行政における政策や事業の数は膨大であり、それぞれの分野の政策目標の達成に向けて、計画や指針などを策定していますが、これらが、市民あるいは行政において十分に共有されているかが重要になります。行政内部におけるそれぞれの政策、方向性がどうなっているのかについて、担当部局だけでなく、行政全体として理解されていることが必要です。

その上で、行政全体としての説明責任を果たす組織風土を育て、組織の枠組みを越えた連携・協力体制を培っていく必要があります。

- ①行財政改革プランの推進
- ②各種計画・指針の進捗管理

(2) 岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022 の進捗管理について

本計画は、岐阜市住民自治基本条例の理念を具現化するための計画であり、本計画の施策について実効性を担保するため、施策の推進体制を整備する必要があります。

これによって、条例の理念を組織・職員に浸透させ、施策に反映させていくことができます。

- ①岐阜市市民との協働推進本部の運営と岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022 の進捗管理
- ②岐阜市住民自治推進審議会の運営

(3) 職員の育成について

岐阜市住民自治基本条例の理念を組織に浸透させ、協働のまちづくりを推進するにあたっては、職員が本計画の内容を十分に理解し、職務の遂行に努めることが求められます。

地方分権が進む中、複雑な行政課題や多様化する市民のニーズに対応していくためには、職員に高い政策形成能力が求められています。特に、岐阜市の特性や実態を踏まえ、目指す協働社会の姿(P8)に掲げる市民と行政がお互いの特性を持ち寄り、協働して新たな価値を生み出すには、傾聴する能力、ファシリテーター(進行・まとめ役)としての能力を養成することが大切であると考えられます。

住民自治や協働についての理解を深め、日常業務の中で、協働の意識を持つ職員を育成する環境づくりが必要です。

また、行政は、職員がまちづくりを担う一市民として、まちづくり活動に積極的に参画できるような環境づくりに努めることが大切です。

- ①地域コーディネーターの設置
- ②職員の社会貢献活動の促進
- ③総合的な政策形成能力の向上
- ④市民協働推進リーダーの資質向上



第3章 重点推進施策

1 重点推進施策についての基本的な考え方

協働のまちづくりを推進する上で、市政運営に求められる「第2章 基本方針」を踏まえ、3つの基本方針ごとに、協働のまちづくりを推進する仕組みづくりに資する施策を重点推進施策として位置付け、重点的に取り組みを進めていきます。

本計画では、「明日の住民自治像」として「市民がまちづくりの主権者である協働社会の実現」を掲げ、そのもとに5つの「目指す協働社会の姿」を掲げ、協働のまちづくり推進の基本姿勢としています。重点推進施策の実現に向けた取り組みを実施していくことで、「目指す協働社会の姿」の実現へ、そして「明日の住民自治像」へとつなげていきます。

<目指す協働社会の姿と重点推進施策との関連図>

それぞれの目指す協働社会の姿に、特に関連の強い3つの重点推進施策に☆を記載しています。

		明日の住民自治像				
		市民がまちづくりの主権者である協働社会の実現				
		目指す協働社会の姿				
基本方針	重点推進施策	誰もが生きがいをもち、まちづくりに参画できる協働社会	まちを愛する人々が磨き上げる、個性と魅力にあふれた協働社会	多様なまちづくり活動が展開される、生活満足度の高い協働社会	対等の立場で、お互いを尊重し合う協働社会	お互いの持つ力や特性を生かし、新たな価値を生み出す協働社会
市民の市政参画の促進	①市民の市政参画手法の積極的な運用	★				
多様なまちづくりの主体の育成と協働	②地域との協働 ～多世代交流・共生のまちづくり推進～		★		★	
	③生涯学習によるまちづくり	★	★			
	④より良い公共の創出		★	★	★	★
	⑤中間支援機能の充実			★		★
	⑥自発的なまちづくり活動の醸成	★		★		
総合行政の推進	⑦市職員の社会貢献活動の促進				★	★

※各重点推進施策の詳細は、17頁以降に記載

(①17頁～、②20頁～、③25頁～、④27頁～、⑤34頁～、⑥37頁～、⑦40頁～)

2 重点推進施策の進捗管理

重点推進施策の進捗管理については、毎年各重点推進施策の実現に向けた具体的な取り組み内容を取りまとめ、その進捗状況を岐阜市住民自治推進審議会に諮ることとします。また、各重点推進施策に成果指標を定め、進捗を図っていきます。

(1) 成果指標の設定

重点推進施策の実施にあたっては、その目指すべき状態を描き、その実現に向け、具体的な数値などを用いた成果指標を定め、市民にわかりやすく示すとともに、施策の成果を把握していきます。

指標の設定については、施策の推進により、どれだけ地域社会全体が良くなったのかを測っていくため、アウトカム指標*1を意識した指標を各重点推進施策に設定することとし、段階的に進捗を図っていきます。また、参考指標として、具体的に事業をどれだけ行ったかといったアウトプット指標*2なども用いながら、総合的に進捗管理していきます。

*1 アウトカム指標・・・施策や事業の実施により発生する効果や成果を示す指標

*2 アウトプット指標・・・事業を実施することによって直接発生した事業量、成果物を表す指標

<パブリックコメント手続に合わせ実施した重点推進施策シール投票について>

本計画の策定にあたり、平成29年11月に実施したパブリックコメント手続に合わせ、7つの重点推進施策に対し、「自分に関係がある」又は「今後関わるかも」と思う施策に対し、世代別（19歳以下、20～64歳、65歳以上）にシールで投票していただく企画を、ぎふメディアコスモスや岐阜市生涯学習/女性センター、各コミュニティセンター等合計17か所（HPを含む）で実施しました。投票の多かった施策については、成果指標の目標値を高くするなど、投票結果を計画に反映させました。

<施策別集計>

施策	自分に関係がある	今後関わるかも	合計
①市民の市政参画手法の積極的な運用	80	93	173
②地域との協働	161	138	299
③生涯学習によるまちづくり	166	158	324
④より良い公共の創出	140	207	347
⑤中間支援機能の充実	113	176	289
⑥自発的なまちづくり活動の醸成	133	159	292
⑦市職員の社会貢献活動の促進	51	70	121
合計	844	1,001	1,845



<年代別集計>

年代	自分に関係がある	今後関わるかも	合計
19歳以下	277	415	692
20～64歳	356	357	713
65歳以上	211	229	440
合計	844	1,001	1,845

<自分に関係がある>



<今後関わるかも>



3 重点推進施策

重点推進施策① 市民の市政参画手法の積極的な運用

(1) 現状と課題

- ①パブリックコメント手続は、事案によっては寄せられる意見が少ないことから、より積極的な運用を図り、市民の意見を得るための創意工夫が必要である。
- ②パブリックコメント手続による市民の意見だけでは、政策の変更につながりにくいという指摘がある。
- ③政策立案スケジュール全体を通じ、効果的・効率的に多様な市政参画手法を運用していく必要がある。

市の重要な計画や方針等の策定に際して、市民の意見に耳を傾け、合意形成を図ることは、協働のまちづくりを進める上で極めて重要です。市民から幅広く意見を求めるための意見聴取方法のうちパブリックコメント手続については、岐阜市住民自治基本条例第12条及び岐阜市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、市の基本的な施策に関する条例、計画、指針など市政の重要事項について、あらかじめ政策案を市民に公表して意見を求め、政策決定に反映していくことを目的に実施しています。

パブリックコメント手続を実施する政策案については、広報ぎふでパブリックコメント手続の実施を周知し、政策案の内容について担当課、市政情報コーナー、コミュニティセンター等での閲覧や、ホームページ上で公表を行い、概ね30日の募集期間に寄せられた市民からの意見について、市の考え方を公表することとしています。市民活動交流センターにパブリックコメントコーナーを設置したり、ホームページ上に意見提出フォームを導入するなど、創意工夫によって、市民から寄せられる意見が増えるよう努めていますが、まだまだ事案によっては寄せられる意見が少ない現状にあり、より多くの意見が寄せられるよう、運用を図る必要があります。

また、パブリックコメント手続の多くは、政策の取りまとめの段階で実施されるため、「パブリックコメントを提出したのに政策に反映されない」「行政は本気で市民の意見を聴く気がないのでは」といった市民の意識や誤解につながる場合があります。

政策形成過程における市民からの意見聴取については、審議会等やアンケート、意見交換会やワークショップなど様々な市政参画手法があります。政策立案スケジュール全体を通じて、政策案の性格や検討段階に応じ、多様な市政参画手法をバランス良く効果的・効率的に運用していくことが必要です。

(2) 施策の方向性

- ①市政参画手法の積極的な運用により、市民から幅広く意見が得られるよう努める。
- ②より良い政策を立案するため、市民意見の反映及び意見への説明責任を果たす。
- ③多様な市政参画手法について研究する。

パブリックコメント手続をはじめとする市民の市政参画手法は、政策の立案にあたる各部署の判断と責任によって実施されます。各部署に設置するパブリックコメント手続実施主任者への研修を行い、政策立案スケジュール全体を通じた多様な市政参画手法を全庁で共有し、市民から幅広く意見が得られるよう積極的に運用していきます。

また、市民の意見を受け止め、市の考え方を丁寧に説明し、市民と協働してより良い政策の立案に努めていくとともに、市民と行政の信頼関係を醸成していきます。

さらに、多くの市民に市政へ参画してもらえよう運用方法や新たな手法を検討するなど、多様な市政参画手法について研究していきます。

(3) 成果指標

市民の市政参画手法の積極的な運用により、多くの市民が市政に参画しているという実感を持っている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2022年度
市政へ参画する方法・制度について知らない市民の割合	・興味はあるが、知らない(32.8%) ・興味がなく、知らない(29.9%) ※平成28年度市民意識調査	・興味はあるが、知らない(25.0%以下) ・興味がなく、知らない(20.0%以下)
市政へ参画しやすいまちだと思っている市民の割合	15.0% ※平成28年度市民意識調査「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合	30.0%以上
市政へ参画したいと思っている市民の割合	— ※調査なし	25.0%以上
過去5年間のうち、市政参画の機会*に参加したことのある市民の割合	— ※調査なし	20.0%以上

*市政参画の機会・・・パブリックコメント手続、岐阜市市政モニター、市民アンケート、意見交換会、ワークショップ、市長への手紙、住民説明会等

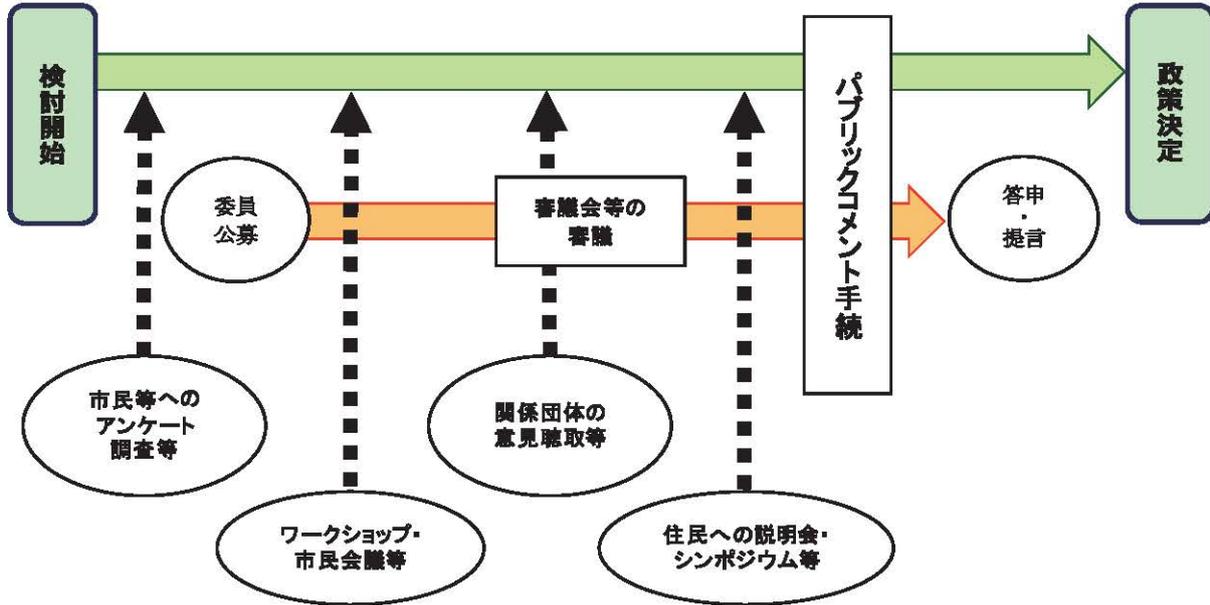
—参考指標—

- ・パブリックコメント手続の案件数及び意見提出数(平成28年度 17件 129通)
- ・市民アンケートの実施件数及び回答者数
- ・意見交換会、ワークショップの実施件数及び参加者数
- ・市長への手紙の提出件数(平成28年度 228件)
- ・住民説明会の実施件数及び参加者数



<多様な市政参画手法の積極的運用のイメージ>

◎政策決定過程に多様な市政参画手法を組み合わせた例



【市政参画手法の積極的運用】
 政策の性格・特徴等に応じ、実施機関（各部局）において市民から意見を求めるために最適と思われる手法を検討・選択し、多様な市政参画手法を活用する。

<岐阜市における主な市政参画手法>

種類	概要
・パブリックコメント手続	市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民等から意見を求める方法。提出された意見については、その概要及びそれに対する市の考え方を公表するとともに、意見を参考にして意思決定を行う。
・岐阜市市政モニター「ぎふCITYウォッチャーズ」	インターネットを利用して、市政に関するアンケート調査等を行う事業。モニターの定員は200人で、市内に住所を有す満20歳以上のものから募集する。
・市民アンケート（無作為抽出）	事業の立ち上げ段階、事業実施の前段階など、さまざまな場面で、多数を対象に一定の質問形式で意見等を収集する仕組みで、個別の事業ごとに必要に応じて実施される。
・意見交換会	市民の意見を市政に反映させる仕組みの一つとして、地域住民やまちづくり等の諸活動をしている市民と行政とが双方向で直接意見交換を行う場として実施される。
・ワークショップ	少人数による参加者同士のグループ討論を中心とした意見交換会の一形態で、テーマとなる政策案に対し多様な視点からのアイデアを抽出・共有しつつ、政策の方向性を一緒に創り上げていくための議論を行う。
・市長への手紙	より多くの方に市政に参画していただくため、市政に対する提案や意見などを手紙、FAX、電子メールにより受け付ける制度。手紙の提案・意見等は担当部局において検討し回答するとともに、市政運営の参考にする。
・住民説明会	個別の事業を進めるに当たって行政の説明責任として、また、実施・参画への呼びかけなどを目的として事業内容の説明を行い、参加者から意見を収集する手法として、個別の事業ごとに実施される。

重点推進施策② 地域との協働～多世代交流・共生のまちづくり推進～

(1) 現状と課題

- ①まちづくり協議会は市内37地区に設立され（平成29年12月末時点）、前計画策定時（平成24年度末時点：18地区）から着実に増加しており、各地域の特性を生かしたまちづくり活動が展開されている。
- ②地域のまちづくりの活動拠点について、まちづくり協議会及び自治会連合会の事務局を公民館に置くことができるよう、運用を改善した。
- ③人口減少や少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化など、社会構造が大きく変わってきているなか、自治会などの活動やその運営における役員の負担が増しており、地域のまちづくりの担い手確保が課題となっている。地域社会を担う人材の発掘、育成が急務であり、多世代による支え合いや連携により、各世代が交流・共生して地域社会を支え合うまちづくりが重要になっている。

地域と行政が継続的に協働のパートナーであり続けるためには、総合行政の推進、地域を疲弊させないための仕組みと支援が必要です。また、市民参画のもと、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、市民の生活満足度を高めていくためには、地域のまちづくりの方向性、地域の課題、まちづくりの活動・取り組みについての情報を地域全体で共有し、活動拠点を持ち、新たな担い手を発掘・育成し、まちづくりに市民が参画しやすい仕組みを整備していく必要があります。

これらの課題を踏まえ、モデル事業を経て平成20年度から本格実施に移行した「地域力創生事業」により、自治会や各種団体をはじめとする地域団体のネットワーク組織であるまちづくり協議会の設立を目指し、地域を支援する取り組みを推進してきました。

また、地域におけるまちづくり活動の拠点については、公民館との協議の上、まちづくり協議会及び自治会連合会の事務局を公民館に置くことができるよう、運用を改善してきました。

さらには、「ソーシャル・キャピタル研究（推進）事業（平成22～26年度実施）」により、地域の市民活動団体の活動状況を把握し、地域全体で情報を共有し、様々な住民が地域のまちづくりの将来像（ビジョン）について自由に議論できる意見交換の機会を創出するなど、市民がまちづくり活動に連帯意識を持ち、地域のつながりやネットワークづくりの手法について研究を進めてきました。

こうした事業を通して、これまでも多くの地域でまちづくり協議会が設立されています。まちづくり協議会は、市民と行政との協働により、地域の各課題に対応して住民主体のまちづくりを進めることができる地域の協働型組織であるだけでなく、将来的には住民自治の核、将来の都市内分権の基盤として、非常に重要な役割を担うこととなります。

自治会は地域コミュニティの根幹を成し、地域における重要な役割を担っていますが、かつて地域住民のほとんどが自治会員であった時代から、社会構造が大きく変化しており、その前提が崩れてきているなかで、コミュニティを維持することが困難になりつつある

地域も出てきています。こうしたことから、地域団体のネットワーク組織であるまちづくり協議会の活動も含め、自治会の活動について、地域と協働しながらあらためて整理していくことが必要となっています。

また、人口減少や少子高齢化が進行するなか、持続可能な地域のまちづくりのためにも、まちづくりに携わる人材、地域社会を担う人材の発掘・育成に力を注ぎ、その人材を地域のまちづくりへとつないでいく必要があります。

特に、希薄化する地域コミュニティを活性化するためには、子どもから若者、子育て世代、高齢者、障がいのある人、外国人など、多様な人々が世代を超えて交流し、まちづくりに関わりやすい環境づくりに努め、多世代による支え合いや連携の確保により地域社会を支え合うまちづくりの取り組みが求められています。

(2) 施策の方向性

- ①まちづくり協議会において、地域の将来像（ビジョン）を描き、創意工夫や地域固有の特性を生かして、課題解決型の活動を展開できるよう、地域の住民や各種団体などが連携した住民主体のまちづくり活動を支援する。
- ②全地区におけるまちづくり協議会設立と既存のまちづくり協議会における財源や組織のあり方、地域を担う人材や活動拠点の確保などによる機能強化を支援するとともに、都市内分権を推進する施策との連携を図る。
- ③まちづくりにおいて行政の重要なパートナーであり、地域コミュニティの根幹を成す自治会への支援を図る。
- ④自治会やまちづくり協議会の活動について、地域と協働しながらあらためて整理し、それぞれがその機能を果たせるよう支援していく。
- ⑤地域のまちづくりを担う人材の発掘、育成とその人材を地域のまちづくりへとつなげる仕組みづくりに努める。
- ⑥地域社会を支え合う多世代交流・共生のまちづくりにつながる取り組みを推進する。

地域と行政の協働を推進するにあたっては、将来の都市内分権の基盤となる、まちづくり協議会が主体的にまちづくりに取り組む仕組みを進めていくとともに、地域住民によるまちづくり協議会の設立及び持続性ある地域づくりの促進に、財源や組織のあり方、地域を担う人材や活動拠点の確保など、まちづくり協議会の機能を強化し、その機能をより発揮できるよう必要な支援を行っていきます。

また、これまで取り組んできた地域力創生事業については、地域のコミュニティを尊重し、地域固有の特性を生かしたまちづくり活動を深化させるため、自治会連合会を基礎的単位として地域の様々な団体などから構成されるまちづくり協議会の市内全50地区への設立を促進し、持続性ある地域住民組織として、その仕組みづくりと支援の方策について地域と協働して築いていきます。

地域のまちづくり協議会の設立支援、また既存のまちづくり協議会の活動を支援するにあたっては、地域課題を自ら発見し、課題解決のために自ら活動を展開できるまちづくり協議会へと発展していけるよう、ソーシャル・キャピタル研究（推進）事業の研究成果を踏まえ、地域で活動する住民の主体性を尊重し、活動団体同士が認め合う関係をつくれるよう、それぞれの活動団体の実態の把握と活動情報の共有、また住民が未来志向のまちづくりに向けた地域の将来像（ビジョン）を描き、活動のあり方について自由に提言し意見交換ができる機会の創出に努めていきます。

こうした取り組みのもと、地域のまちづくりの将来像（ビジョン）を踏まえ、都市内分権を推進する施策との連携を図り、地域課題の発見と解決に向け自主的な活動を行うとともに、地域住民の意見を集約して行政に提言したり、行政と協働して活動できる住民自治を実現する基盤としてのまちづくり協議会を目指していきます。

また、地域コミュニティの根幹を成す自治会には、行政のパートナーとしてまちづくりの重要な役割を担い、まちづくり協議会の重要な構成団体としての役割が期待されており、引き続き自治会への支援を図るとともに、まちづくり協議会の活動も含め、自治会の活動について、地域と協働しながらあらためて整理し、その機能を果たせるよう支援していきます。

さらに、人口減少や少子高齢化が進行するなか、地域のまちづくりの新たな担い手となる人材の確保が必要であり、今まで想定していなかった人材が担い手として期待されたり、関わるのが難しいとされていた人材が、関わり方によって、担い手になり得る可能性があります。中間支援機能を生かしながら、そういった人材を発掘・育成し、その人材を地域のまちづくりへとつなげる仕組みづくりに努めていきます。

特に、これからの時代は、希薄化する地域コミュニティを活性化するためには、多世代による支え合いや連携の確保が欠かせないことから、多様な人々がまちづくりに関わりやすい環境づくりに努め、多世代交流・共生により地域社会を支え合うまちづくりを重要視し、子どもから若者、子育て世代、高齢者、障がいのある人、外国人などによる世代を超えた多世代交流・共生のまちづくりにつながる取り組みを推進していきます。



(3) 成果指標

多くの市民が自分たちの住む地域を良くしていきたいという思いを持ち、地域のまちづくりに関わっている状態を目指し、成果指標を設定しています。

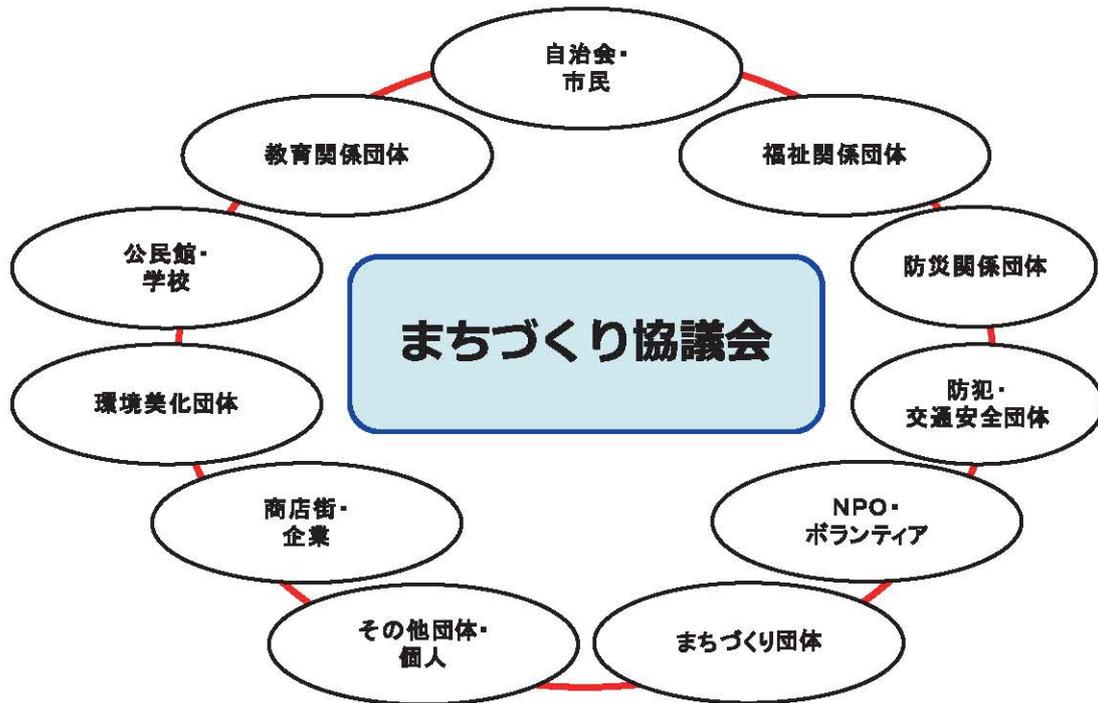
成果指標	現状	2022年度
地域活動が盛んなまちだと思っている市民の割合	43.7% ※平成28年度市民意識調査「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合	<u>45.0%以上</u>
地域のまちづくりにできれば関わりたいが、余裕がない市民の割合	57.8% ※平成28年度市民意識調査「地域のまちづくりにできれば関わりたいが、余裕がない」割合	<u>45.0%以下</u>
地域活動に参加している市民の割合	49.9% ※平成28年度市民意識調査「参加している」「ときどき参加している」割合	<u>55.0%以上</u>
まちづくり協議会やその活動を知っている市民の割合	— ※調査なし	<u>30.0%以上</u>
子ども・若者から高齢者までの多世代で交流する場が地域の中にあると感じている市民の割合	— ※調査なし	<u>30.0%以上</u>

—参考指標—

- ・まちづくり協議会設置数（平成28年度末時点 35地区）
- ・自治会加入率（平成29年4月現在 62.2%）
- ・若者の活力があるまちだと思っている市民の割合
（平成28年度市民意識調査「そう思う」「どちらかといえばそう思う」16.0%）
- ・このまちに住み続けたいと思っている市民の割合
（平成28年度市民意識調査「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」79.5%）



<まちづくり協議会の構成イメージ>



【まちづくり協議会の活動とは？】

まちづくり協議会は、自治会連合会のエリアを基本として、市民が実際に活動するための方法や組織を確立するものです。地域が主体的にまちづくりを進め、補完性の原則の下で、みんなで協力し合う公共分野について担うことのできる「自治的地域コミュニティ」の形成に向けて、地域の中心的な機能となるものです。平成16年から地域力創生モデル事業として、設立を図り、平成19年4月1日施行の「岐阜市住民自治基本条例第15条」に規定を置いています。

※岐阜市都市内分権推進構想から抜粋



重点推進施策③ 生涯学習によるまちづくり

(1) 現状と課題

- ①市民にとって生涯学習は、自己啓発や生きがいづくりとして捉えられている傾向が強い。
- ②市民が生涯学習で学んだ成果を地域のまちづくりにつなげていくことが必要である。

生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館をはじめとする生涯学習・社会教育施設は、多くの市民が利用しています。また、生涯学習の講座をライフステージに応じて体系化した「長良川大学」も多くの市民が受講しています。

一方、生涯学習においては、個人の需要と社会の要請のバランスを保つことが大切で、個人の趣味や仲間づくりを兼ねたサークル活動など、自己実現の手段として捉えられていますが、現代的課題について学び、その成果を地域のまちづくり活動を通して社会に還元するといった、地域のまちづくりに生かされるような仕組みを構築していくことが必要です。生涯学習の内容については、個人の需要を充足する生涯学習にとどまらず、現代的課題の解決を目指した生涯学習の観点から、広く学習を促し、どのような学習内容の提供が望まれるのか、課題をいち早く察知し、学習を積み重ねることができるよう、展開していかなければなりません。

(2) 施策の方向性

- ①市民のまちづくりへの参画意欲を満たし、協働のまちづくりの担い手を育むため、現代的課題の解決を目指した生涯学習を推進する。
- ②生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館のネットワークを柱に、市民がいつでもどこでも学ぶことができる施設の体系化を推進する。
- ③生涯学習を通して地域のまちづくりや市民活動へ関わるきっかけをつくれるよう、生涯学習と市民活動のつなぎ役を担う中間支援組織との連携を図る。

まちづくり活動について学ぶ機会を充実させるため、「長良川大学」や出前講座など既存の制度を活用し、まちづくり活動につながる多様な生涯学習を展開していきます。

また、市民が身近な地域で学ぶことができ、学びの成果を地域に生かすことができるような生涯学習とまちづくり活動が結びついた取り組みを進め、生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館のネットワークを柱に、いつでもどこでも学ぶことができる施設の体系化を推進していきます。さらには、人生100年時代と言われる昨今、将来的な超高齢社会の到来を見据え、誰もが生涯に渡って活躍できるまちづくりを目指すと共に、心身ともに健康で、豊富な人生経験を持つ高齢者（ぎふスーパーシニア）の学びや活躍の場の創出に努め、地域のまちづくり、生きがいづくりなどに生かすことができるよう、生涯学習での学びの機会を提供していく必要があります。多様な人々が生涯学習を通じて地域のまちづくりへの関心を高めていくとともに、学習の成果を活用して実際の市民活動に結びつけられるよう、また、社会への関わりを求める人々とのつなぎ役を担えるよう、

市民活動交流センター等、中間支援組織との連携を図っていきます。

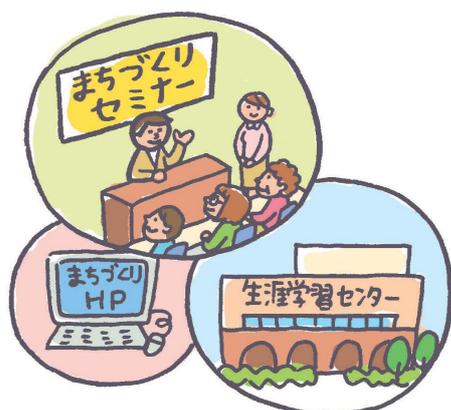
(3) 成果指標

多くの市民が生涯学習を通して学んだ成果を地域のまちづくりにつなげている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2022年度
生涯学習に取り組んでいる市民の割合	37.3% ※平成28年度市民意識調査 「取り組んでいる」 「どちらかといえば 取り組んでいる」割合	<u>40.0%以上</u>
生涯学習に取り組みやすいまちだと思っ ている市民の割合	31.6% ※平成28年度市民意識調査 「そう思う」「どちらか といえばそう思う」割合	<u>35.0%以上</u>
生涯学習を通して学んだことを 地域のまちづくりに生かしたいと 思っている市民の割合	— ※調査なし	<u>30.0%以上</u>
生涯学習を通して学んだことを 生かして、地域活動に参加している 市民の割合	— ※調査なし	<u>20.0%以上</u>

—参考指標—

- ・生涯学習「長良川大学」の講座数及び受講者数（平成28年度 1,045講座 124,398名）
- ・生涯学習「長良川大学」ぎふスーパーシニア学部の単位申請者数
- ・生涯学習「長良川大学」ぎふスーパーシニア学部地域貢献課程
生涯学習によるまちづくり人材養成講座受講後の
地域づくり、まちづくり活動の活動者数（平成28年度 8名 ※21名受講の内14名回答）



重点推進施策④ より良い公共の創出

(1) 現状と課題

【NPOとの協働】

- ①公平・公正なサービスを求められる行政だけでは、多様化・個別化・複雑化する市民ニーズや新たな社会課題など、すべての課題に対応することは困難となっている。
- ②岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドラインに基づく「協議の場」が定期的に行われ、協働事業の提案がしやすい仕組みを設けている。しかし、「協議の場」で合意に達する事業は限られている。

【市民活動支援事業の推進】

- ①市民の主体的なまちづくりの活動提案は近年増加の傾向にある。一方で、活動メンバーが少なく、活動の担い手が不足している。
- ②市民活動団体の交流・連携を図り、情報交換できる機会が少ない。また、市民活動団体の情報発信力を高める必要がある。
- ③市民活動をより活発にしていくためには、市民がより幅広く提案でき、市民活動にチャレンジする機会が増えるよう、市民活動を積極的に支援する仕組みが必要である。

【岐阜版アダプト・プログラムの推進】

- ①多様な活動事例に対応する岐阜版アダプト・プログラムは着実に増加し、企業にも活動の輪が広がっている。
- ②「一般型」「文化財型」「創造型」「環境保全型」の4つのタイプを設け、多様な活動に対応した制度として確立されている。
- ③一般型は定着しているが、企画段階から協働する創造型の活用をさらに図っていく必要がある。

【NPOとの協働】

これまで、行政において、広い分野にわたり様々な施策・事業を展開しており、公共の多くが行政に委ねられてきました。しかし、近年では、市民ニーズの多様化・複雑化、あるいは新たな社会課題に対し、行政だけで、きめ細かく公共サービスを提供していくには限界があり、すべての課題に対応することは困難となっています。

そうした中、現在実施している事業や今後発生する課題の中に、NPOに委ねたり、行政と協働して取り組んだ方が、より市民ニーズに合った公共サービスを提供でき、大きな効果が期待できるものがあると考えられます。

公共サービスを提供する行政は、自らの役割を果たす一方で、市民と行政が相互に理解し合い、信頼し合える関係を築き、共通の目的を達成する双方向の協働関係を目指す必要があります。

また、積極的にNPOとの協働を進めていくため、毎年、協働事業の提案募集を行い、NPOと行政が同じテーブルで話し合う「協議の場」を運用しています。しかしながら、予算的な制約や公益性に対する視点の違いなどといった様々な要因から、協働事業として成立した事業は限られたものに留まっています。

【市民活動支援事業の推進】

市民の自発的な意思に基づく市民活動によって、社会課題や地域課題の解決にあたる取り組みが行われています。市民活動には、行政だけでは対応できない新しい分野での活動が期待され、少数のニーズに対する個別の対応や、柔軟で迅速な対応が可能です。一方で、市民活動は、NPO法人をはじめ、活動の継続性や組織運営、財政面といった点において確立されているものばかりとは言えません。

市民活動に対する意識の芽生えにより、現在は、福祉や教育、環境問題、まちづくりなどの様々な分野で、多様で積極的な取り組みが進められていますが、こうした公益性を持った市民活動を支援し、まちづくりの担い手を生み出し、「協働で担う新たな公共」を促進するため、市民の創意工夫による主体的な活動提案型の助成制度として市民活動支援事業を行っています。

この事業により、市民活動に光をあてることで、より広く市民のアイデアや挑戦意欲を引き出すことができます。さらには、多彩な市民活動を自主的・自発的に進めることで、より良い市民活動が展開されていくと考えられます。

【岐阜版アダプト・プログラムの推進】

岐阜版アダプト・プログラムは、協働で公共空間の創出・管理を進めるための施策であり、市民と市の間で覚書を締結し、市民は公共空間の管理活動を定期的に行い、市は傷害保険の適用と活動団体を記したサインボード(看板)を設置するなど、お互いの役割分担のもとに公共空間を創出・管理しています。

岐阜版アダプト・プログラムは、清掃を中心とする「一般型」のほか、整備計画の段階から市民が参画する「創造型」、地域の象徴的な空間を対象とする「文化財型」、さらに、平成20年度からは「環境保全型」を加え、多様な活動に対応することのできる全国でも例を見ない先駆的な制度として確立され、参加件数も着実に増えています。

また、企業の参加も増えてきていますが、まだまだ市民に充分に知られているとは言えず、企画段階から協働する「創造型」など、引き続き制度の周知・啓発に努めていく必要があります。



(2) 施策の方向性

【NPOとの協働】

- ①各部の事務事業について、協働の視点から見直しを図る。
- ②「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」の積極的な運用を図る。

【市民活動支援事業の推進】

- ①企業等との連携や市民のアイデア、提案を市民活動へつなげられるよう、市民活動の促進、市民活動のきっかけづくりを推進する。
- ②市民活動の活性化のため、市民がより幅広く提案でき、市民の提案を十分に受け止められる仕組みづくりを行う。

【岐阜版アダプト・プログラムの推進】

- ①市民と行政が岐阜版アダプト・プログラムをより積極的に活用するため、啓発や施策の浸透に努める。

【NPOとの協働】

各部の事務事業を協働の視点に立って見直すとともに、「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」に基づき、引き続き、市民と行政の協働を推進します。

そのため、岐阜市市民活動団体登録制度を活用し、協働のパートナーとして可能性の高いNPOの情報把握に努め、各部局に配置している市民協働推進リーダーなどを通じ、協働事業抽出の手法や技術について組織への浸透を図ります。

また、地域が抱える多様化・複雑化した課題の解決を図る取り組みとしてコミュニティビジネスが期待されており、より良い公共の創出に向けたNPOによるコミュニティビジネスの取り組みは、地域コミュニティの活性化や地域雇用の創出、ひいては、持続可能なまちづくりにつながるものであり、中間支援組織とともに支援を図っていきます。

【市民活動支援事業の推進】

市民活動支援事業は、協働のまちづくりを推進し、個性豊かな地域社会を実現するため、市民活動団体が実施する自主的かつ公益的な事業を支援するもので、市民活動支援事業を通じて、地域社会の課題解決を目的とした活動、NPOと企業との協働による社会貢献活動、地域の創意工夫によるまちづくり活動などにより、協働のまちづくりを推進していきます。

また、財政支援だけでなく、活動を広く紹介し、市民相互の協働を拡げるため、公開審査会への聴講参加を広く市民に呼びかけていくとともに、まちづくりの意義について、市民とともに認識を深めていきます。

【岐阜版アダプト・プログラムの推進】

市民の岐阜版アダプト・プログラムへの理解をより深め、企業に対し社会貢献活動（CSR）のきっかけとして参加を呼びかけます。

また、岐阜版アダプト・プログラムにより蓄積された協働の実績や手法、技術について、情報を各部局が共有し、公共空間の創出・管理に本制度の活用を図ります。

（3）成果指標

市民、NPO、企業等多様な主体が協働する取り組みにより、より良い公共が創出されている状態を目指し、成果指標を設定しています。

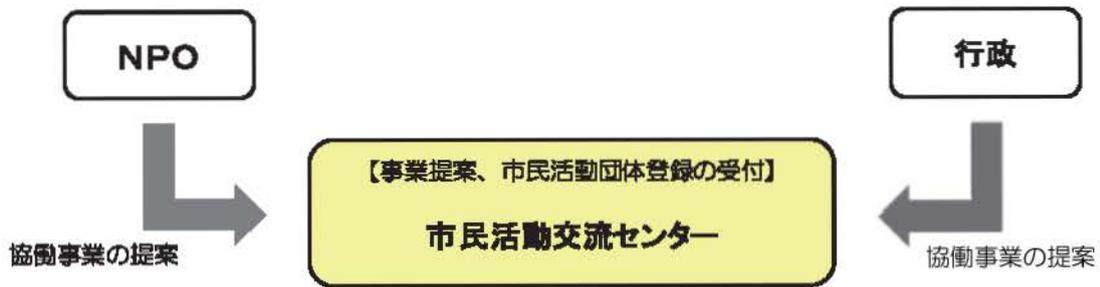
成果指標	現状	2022年度
市民、NPO、企業等多様な主体と行政が連携して、地域貢献、社会貢献に取り組んでいると感じている市民の割合	— ※調査なし	<u>40.0%以上</u>
地域貢献、社会貢献を目的として活動している団体数	— ※調査なし	<u>250団体以上</u>

—参考指標—

- ・協働事業の実施数（平成28年度 120事業）
- ・「協議の場」での提案数及び成立割合（平成28年度 提案数12件 成立割合約66%）
- ・市民活動団体登録数（平成28年度末時点 227団体）
- ・市内NPO法人数（平成28年度末時点 184団体）
- ・市内ボランティア登録団体数（平成28年度末時点 102団体）
- ・市民活動支援事業応募事業数（平成28年度 新規14事業 拡充24事業）
- ・岐阜版アダプト・プログラム活動団体数（平成28年度末時点 147団体）



＜岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドラインに基づく提案事業の流れ＞



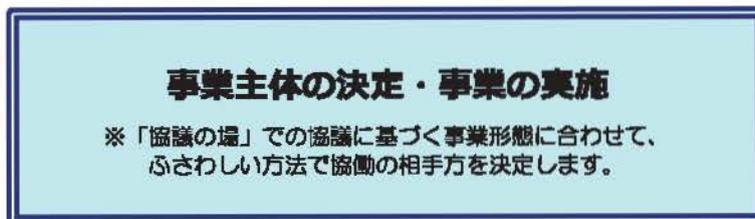
・「協議の場」設定の連絡・調整
 ・対象となる担当課やNPO等への呼びかけ



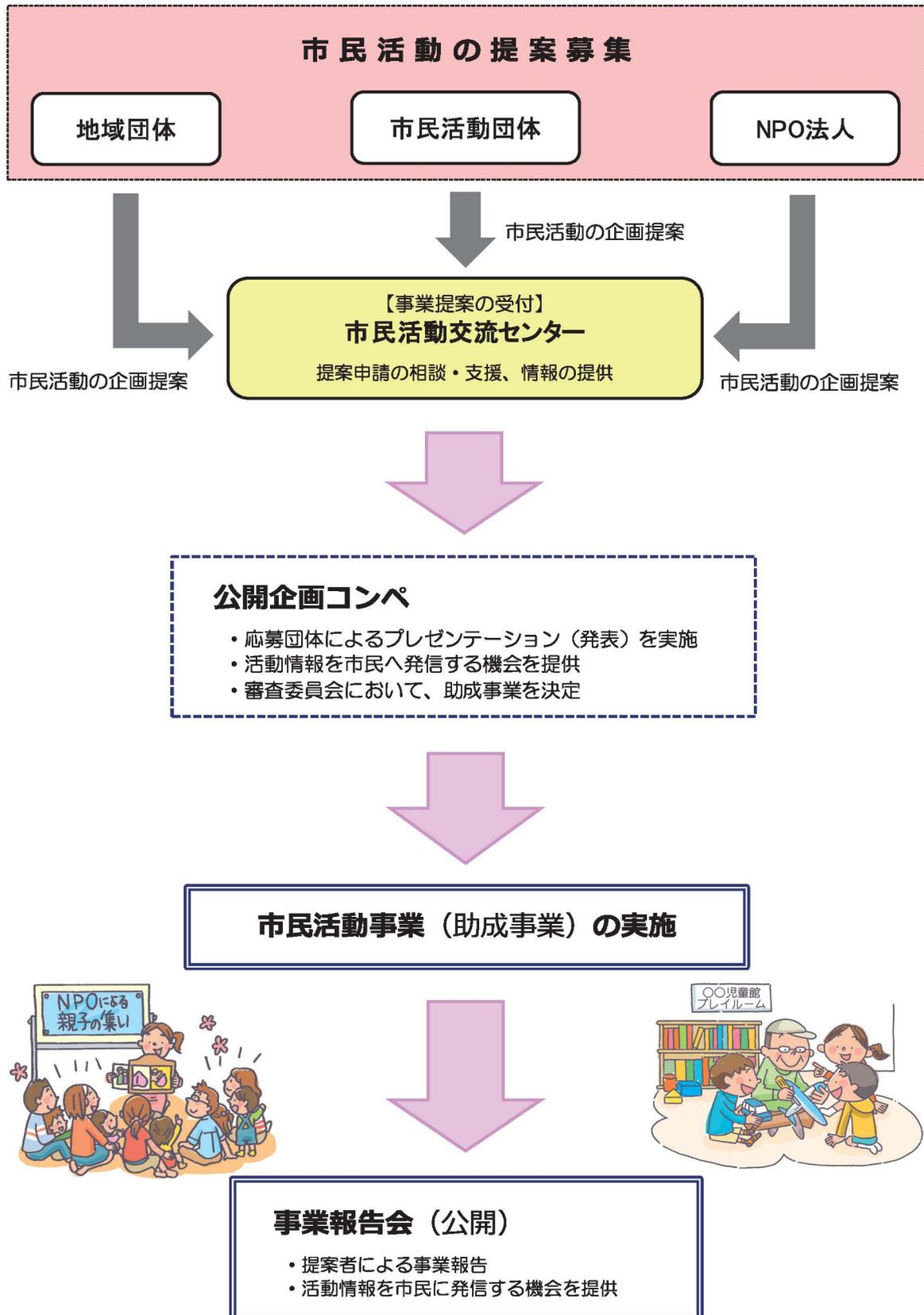
市担当課とNPOの双方で、下記の内容等について協議を行います。
 ・事業の目的と問題意識の共有
 ・事業内容と協働形態
 (※協議の場には、原則、市民活動交流センターが立ち会います。)

合意・協議成立の場合

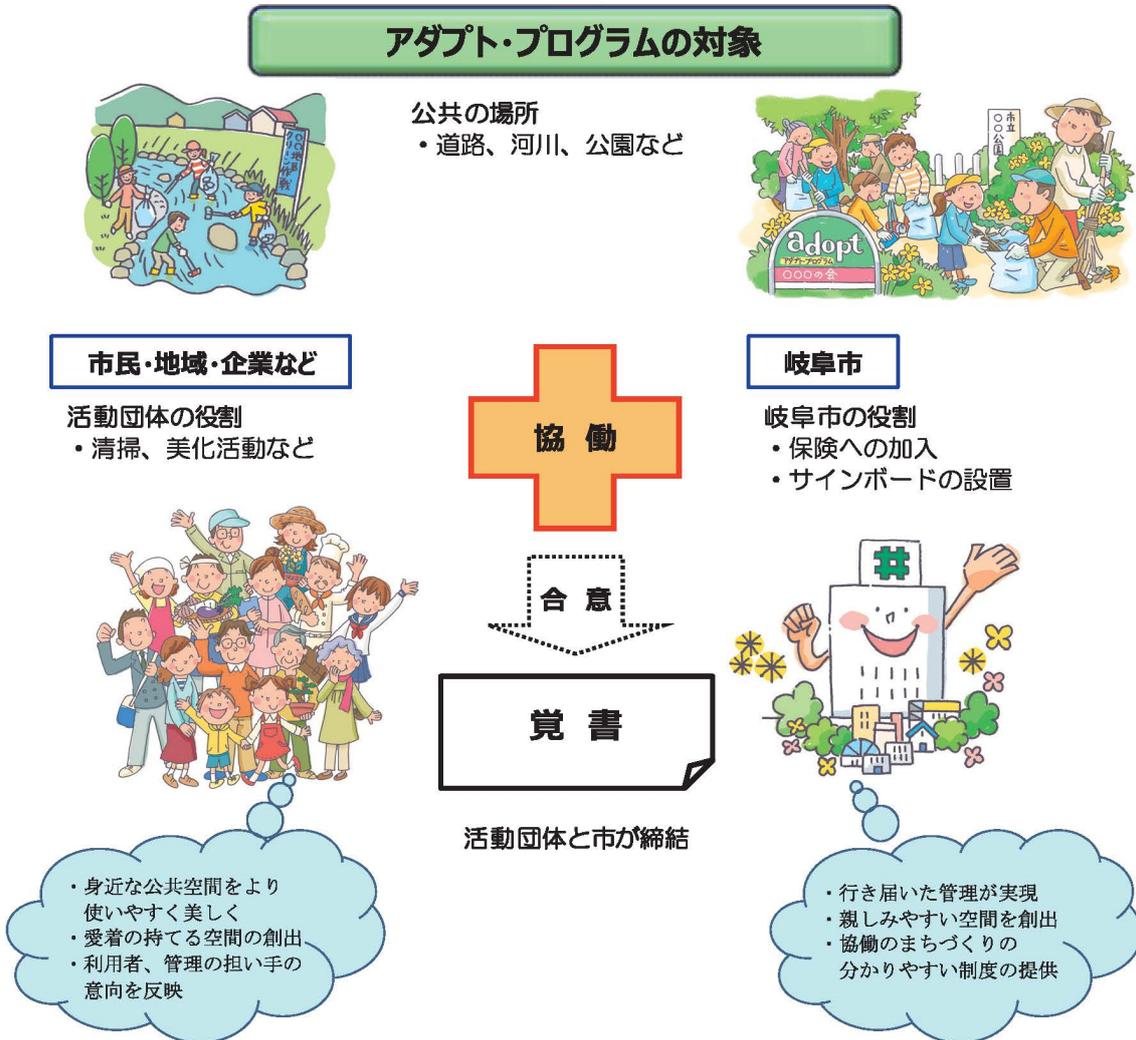
- *様々な協働事業の形態
- 委託
- 共催・実行委員会
- 支援—補助金の支出
 その他の支出
 アダプト・プログラム
- 後援



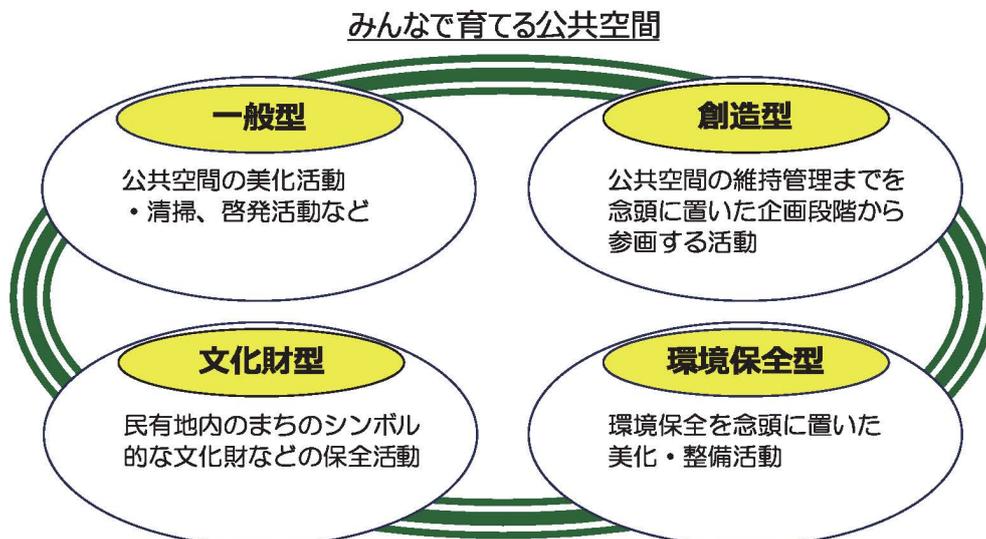
<市民活動支援事業の流れ>



＜岐阜版アダプト・プログラムの仕組み＞



＜岐阜版アダプト・プログラムのタイプ＞



重点推進施策⑤ 中間支援機能の充実

(1) 現状と課題

- ①中間支援組織に求められる機能を向上させ、機能の充実を図る必要がある。
- ②中間支援組織間の連携を図る必要がある。

中間支援組織は、コミュニティの育成やネットワーク形成などを目的とする組織であり、その運営形態は、民設民営、公設民営、公設公営など様々です。また、役割・機能としては、情報提供、活動支援、調査研究などの役割を担い、市民と市民、市民と行政の間に立ち、中立的な立場から相互のコーディネート機能を発揮することが求められます。

本市には、市民活動交流センターをはじめとする市の機関、産官学金の連携により設置された岐阜市まちづくりサポートセンター、(社福)岐阜市社会福祉協議会、中間支援を目的とするNPO法人など、民間の機関を含め様々な中間支援組織が存在します。

しかしながら、市民からするとその支援機能が分かりにくい状況にあり、また、それぞれの中間支援組織が関係分野に特化する形でコミュニティ、あるいは行政の関係部局とのつながりを持っていることが多いため、中間支援組織相互の連携や情報共有を図ることで、多様な市民活動に対し、幅広く支援していくことが期待されます。

さらに、近年は、企業の社会貢献活動(CSR)や地域の課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの取り組みについても注目されており、企業や事業者、市民活動団体なども含めたより多様な主体の関与のもとで、協働のまちづくりを推進していく必要があります。

特に、コミュニティビジネスについては、地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業などの様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むものであり、地域のまちづくりを推進する上で、一つの有効な手法になります。しかし、コミュニティビジネスという言葉自体が、まだまだ一般的ではないため、それがどのようなものであるのか周知を図る必要があります。また、コミュニティビジネスの起業に関しては、ビジネスとしてスタートさせるための実践的な講座やワンストップの相談窓口、コミュニティビジネスの情報発信などといった中間支援組織による支援も必要になってきます。

今後も、市民と行政の協働、企業や事業者による公益活動との連携、コミュニティ相互の連携が円滑に行われるよう、中間支援組織の機能をより向上させ充実を図っていく必要があります。

(2) 施策の方向性

- ①中間支援組織相互の連携を深める。
- ②協働のまちづくりの推進に、中間支援組織(機能)を積極的に活用する。
- ③協働のまちづくりの拠点施設である「市民活動交流センター」と地域コミュニティの支援を主とする「岐阜市まちづくりサポートセンター」の機能の充実を図る。

まちづくりに関する情報の集積・提供、まちづくりのコーディネート機能、調査研究・政策提言機能及び行政との調整機能を発揮できるよう、各中間支援組織や各種団体、関係機関との情報共有、役割分担、相互連携などのネットワークづくりを進め、効果的に中間

支援組織を活用し、協働のまちづくりにつなげます。

さらには、協働のまちづくりの拠点施設である市民活動交流センターの機能の充実を図ります。市民活動交流センターにおいては、市民活動に対する総合的な支援を充実させ、中間支援機能を集約するとともに、活動の実践を通じて市民が交流し、より多くの市民が市民活動に関わることができる機会、生涯学習の成果がまちづくりに生かせる機会の創出に努めていきます。

また、地域コミュニティの支援を主とする岐阜市まちづくりサポートセンターにおいては、市民活動交流センターと連携を図りながら、まちづくり協議会の設立やその自立化、コミュニティ間の交流促進など、実際に地域に出向き、地域との顔の見える関係を構築しながら、地域のまちづくりを積極的に支援するとともに、地域コミュニティの活性化に寄与するものとして期待されるコミュニティビジネスについても研究していきます。

(3) 成果指標

協働のまちづくりの拠点施設である市民活動交流センターと地域コミュニティの支援を主とする岐阜市まちづくりサポートセンターを多くの市民や団体等が利用し、新たな活動に取り組んだり、活動を広げたりするきっかけとなっている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2022 年度
市民活動交流センターと岐阜市まちづくりサポートセンターを知っている市民の割合	— ※調査なし	<u>30.0%以上</u>
市民活動交流センターにおける相談件数	2,802 件 (窓口 1,863 件、電話 939 件) ※平成 28 年度	<u>3,000 件以上</u>
市民活動交流センターの相談対応に満足している団体数 (市民活動交流センターに相談して良かったと感じている団体数)	— ※調査なし	<u>50 団体以上</u>
市民活動交流センターにおけるボランティアコーディネート件数	114 件 ※平成 28 年度	<u>150 件以上</u>
市民活動交流センターのつくるスタジオ*利用件数	1,498 件 ※平成 28 年度	<u>1,600 件以上</u>
市民活動交流センターの利用が団体の活動に役立っていると感じている団体数	— ※調査なし	<u>140 団体以上</u>

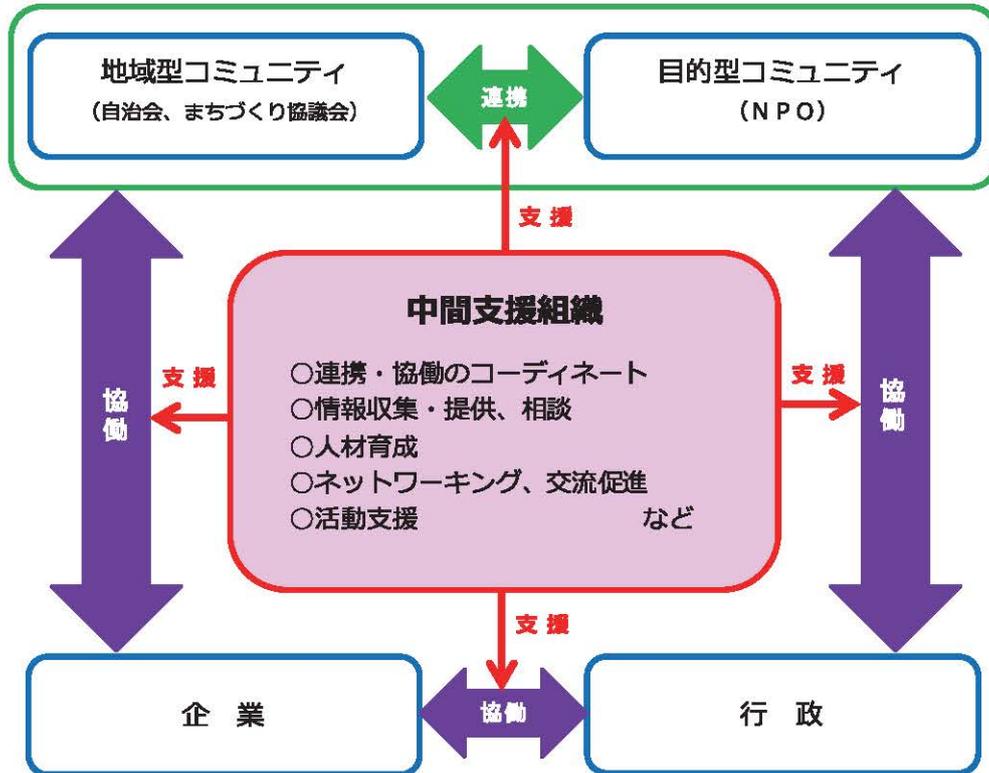
※つくるスタジオ・・・主に市内で市民活動を行う団体等のミーティングや資料づくり、活動のための各種準備作業の場として活用できるスペース。
大量印刷、ポスター印刷も可能。

— 参考指標 —

- ・市民活動団体登録数 (平成 28 年度末時点 227 団体)

<中間支援組織の役割のイメージ>

中間支援組織は、複雑かつ多様な形態で存在します。それぞれが特定のテーマを柱に活動しているケースも見られますが、ワンストップサービスが求められるため、中間支援組織相互や関係機関との情報共有、ネットワーク形成が必要です。



<本市における主な中間支援組織>

市民活動交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動、NPO活動、地域コミュニティ活動の支援 ・市民活動の情報収集、場の提供、人材育成、調査研究
岐阜市まちづくりサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の支援、コミュニティビジネスの研究
岐阜市生涯学習センター／女性センター	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機能の拠点的施設 ・生涯学習・ボランティア相談コーナーによる相談・調整 ・男女共同参画の推進
(社福)岐阜市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会ボランティアセンターによる福祉ボランティアの相談・調整 ・各地域における地域福祉活動のコーディネートなど
(公財)岐阜市国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流、多文化共生の推進
(一財)岐阜市にぎわいまち公社	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する調査研究、景観などのまちづくり活動への支援 ・中心市街地活性化事業

重点推進施策⑥ 自発的なまちづくり活動の醸成

(1) 現状と課題

- ①地球温暖化などの現代的な課題や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化など社会状況の変化に対する市民、行政の認識は深まっている。
- ②社会課題や地域課題に対する一人ひとりの関わり、行動が、既に市民活動であり、その活動が継続されるよう支援していくことが必要である。

地球規模での環境保全や地域の防犯などといった現代的な社会課題や地域が抱える課題に対し、私たちはどう関わっていけば良いのでしょうか。これらの現代的課題に対する市民、行政の認識は深まっているものの、効果的な対応に結び付けていくには、一人ひとりの思いが、市民活動として結実するようなきっかけづくりと継続的な取り組みが必要になってきます。

(2) 施策の方向性

- ①多様化する社会課題や地域課題などに対する一人ひとりの共通する思いや行動、ほんの少しの気遣いが結集することで、それが大きな力となり、協働のまちづくりに結実することを発信する。
- ②「元なぎふ応援基金」を通じて、市民のまちづくりへの参加意識の醸成に努める。
- ③寄附金の使いみちについて、協働のまちづくりに資する施策への活用を図る。

市民の主体的なまちづくり活動には、みんなで集まって一つの活動に取り組むという関わり方もありますが、個人それぞれの生活様式や興味・関心が多様化しており、それ以外にも多様な関わり方があるということを認識しておく必要があります。

近所の人で集まって、地域の子どもたちに読み聞かせをしたり、よく利用する公園のごみ拾いをしたり、学生で集まって地域の魅力について話し合ったりするなどといった市民一人ひとりの自由に使える時間や行動範囲の中でできる活動も、立派な市民活動であり、それがまちづくりへの貢献につながっています。そういった市民一人ひとりの活動が、協働のまちづくりに結実しているということを情報発信していきます。

さらに、市民一人ひとりがそれぞれにできることを考えたときに、寄附という行為も社会貢献活動であり、協働のまちづくりの一手法として「元なぎふ応援基金」について情報発信するとともに、まちづくりへの参加意識を高め、寄附金の使いみちをイメージしやすくするなど、市民のまちづくり活動への意識の醸成に努めていきます。

あわせて、市民からの寄附金については、市民の思いに沿った活用となるよう、協働のまちづくりに資する施策への活用を図っていきます。



(3) 成果指標

市民一人ひとりがまちづくりを担う一員であるという意識を持ち、その思いがまちづくり活動につながっている状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2022年度
まちづくり活動*に関わりたいたいと思っている市民の割合	— ※調査なし	<u>80.0%以上</u>
まちづくり活動*に関わっている市民の割合	— ※調査なし	<u>70.0%以上</u>
元氣なぎふ応援寄附金の寄附人数	のべ 863 人 (個人 市内 36 人 市外 827 人) ※平成 28 年度	<u>のべ 1,000 人以上</u>

*まちづくり活動・・・ごみ減量・資源化などの環境保全活動、地域の防犯・交通安全活動、生物多様性の保全、自治会・まちづくり協議会などの地域活動、公共空間の美化活動等

— 参考指標 —

- ・元氣なぎふ応援寄附金の寄附金額（平成 28 年度 61,487,482 円※個人及び団体含む）



<元気なぎふ応援基金>

元気なぎふ応援基金とは

元気なぎふ応援基金は、市民をはじめとする皆さまからいただいた貴重な寄附金を、岐阜市のまちづくりに活用するために創設した基金で、寄附者の意向をできる限り反映した活用を考え、豊かで魅力あるまちづくりを目指そうとするものです。

普段は仕事などで忙しく、まちづくり活動に取り組む時間がない方もいますが、そういった方に対しても、まちづくりの関わり方にはいろいろな方法があることを伝えるとともに、寄附という方法によって、まちづくりを応援することができ、協働のまちづくりを推進する取り組みにつながるよう、この基金を活用して様々な取り組みに役立てていきます。

また、この基金は、寄附者の意向を尊重するという理念から、寄附金の使いみちについて、以下の5つの分野から指定することができるようになっており、寄附金額や寄附者の所得状況等により寄附金控除として所得税・住民税の控除対象となる、ふるさと納税にも対応しています。

1 市政全般

市が市政全般の中から活用内容を慎重に検討し、使いみちを決定



2 教育・生涯学習・文化芸術

学校教育・図書館・生涯学習・生涯スポーツの充実、伝統文化・歴史的資産の継承、文化芸術施設の充実など



3 医療・健康・福祉

医療環境の充実、生活習慣病の予防、食育の推進、健康づくり、高齢者・障がい者福祉、生活困窮者への対応、少子化対策・子育て支援など



4 環境・産業・観光

エネルギー対策、地球温暖化対策、生物多様性の保全、ごみ減量・資源化、産業振興、魅力ある観光の推進、公園整備、道路環境の整備など



5 市民活動・防災・防犯

市民活動の支援、NPOとの協働推進、消防体制・総合防災対策の充実、防犯・交通安全対策など



重点推進施策⑦ 市職員の社会貢献活動の促進

(1) 現状と課題

- ①地域のまちづくり活動における担い手が不足しており、人材確保が困難になっている。
- ②協働のまちづくりを推進する上で、市職員にまちづくりの手法や技術を身に付けることが求められている。

地域では、自治会・各種団体をはじめ、ボランティア、NPOなどによる様々な活動が行われていますが、一方で、その活動の担い手不足や人材確保が困難といった問題も顕在化しています。そのような中、行政分野における知識や経験、あるいは技術を持つ市職員に対し、まちづくり活動に携わることについての期待が高まっています。

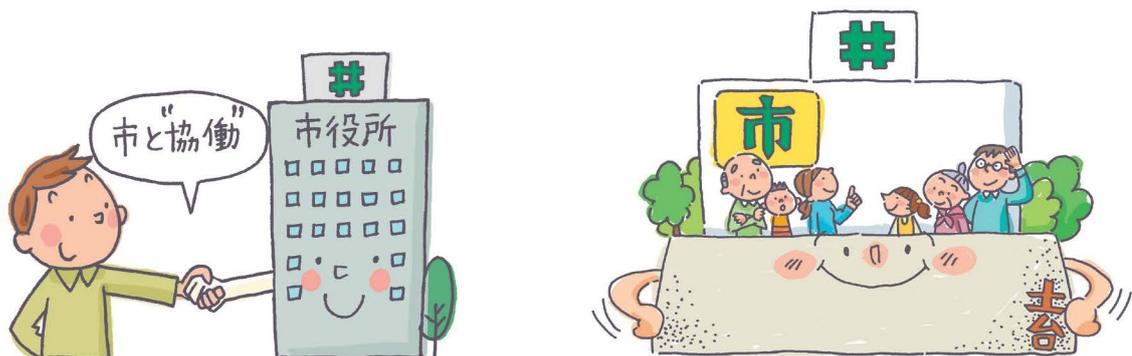
また、協働のまちづくりを進める上で、市職員が地域社会に貢献し、その活動に携わることは、職務の遂行に関しても参考となることが多く、活動に直接関わる機会を持つことで、市民の思いを政策立案に反映できる行政職員としての政策形成能力の向上にも資すると考えられます。こうしたことから、市職員もまちづくりを担う一市民として、まちづくり活動に積極的に参加できるよう、環境を整備する必要があります。

(2) 施策の方向性

- ①市職員が、自発的・主体的にまちづくり活動に参加できる環境整備を進める。
- ②市職員の協働のまちづくりに対する理解・認識を深める。
- ③協働のまちづくりに関する研修、実体験などを通じて、市職員における、協働をコーディネートできる能力の向上を図る。

市職員が、自発的、主体的にまちづくり活動に参加できる環境を整備していきます。

このため、各部に、協働を推進する担当職員として市民協働推進リーダーを置き、職員の意識を高め、職員研修や職員の研究会を通じて地域のまちづくりや公益活動への積極的な参加を呼びかけ、庁内イントラネットを活用して各種活動情報を提供したり、ボランティア休暇の活用など、職員のまちづくり活動への参画を促進するための環境を整備していきます。あわせて、市職員も地域社会の構成員であり、全ての市民と対等な立場でまちづくり活動への役割を担うことで、市民と行政の相互理解に努めていきます。



第3章 重点推進施策

(3) 成果指標

市職員が協働のまちづくりに対する意識を持ち、まちづくり活動に参加している状態を目指し、成果指標を設定しています。

成果指標	現状	2022年度
まちづくり活動に参加している市職員の割合	— ※調査なし	<u>100.0%</u>

—参考指標—

- ・市職員向けの市民協働に関する研修の実施回数（平成28年度2回）
- ・まちづくり活動に参加している市職員の紹介回数（平成28年度2回）



資料編

○ 条例・規則

- 1 岐阜市住民自治基本条例（条文のみ）
- 2 岐阜市住民自治基本条例施行規則

○ その他資料

- 3 社会背景の変化と地方分権改革の進展
- 4 地域の各種団体
- 5 岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022 策定までの経過
- 6 自治基本条例の全国的な制定状況
- 7 岐阜市協働のまちづくり年表
- 8 岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022 の位置付けと計画の推進体制
- 9 岐阜版アダプト・プログラム 事業実施状況一覧
- 10 用語解説

1 岐阜市住民自治基本条例

平成19年3月30日 条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 住民自治の基本理念（第4条・第5条）

第3章 市民の権利及び役割（第6条・第7条）

第4章 市の責務（第8条・第9条）

第5章 住民自治の市政運営（第10条—第17条）

第6章 雑則（第18条）

附則

日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息づき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。

私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。

このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。

そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。ここに住民自治の原点があります。

私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて、協働のまちづくりを進めます。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市議会及び執行機関をいう。
- (3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。
- (4) 市政 市が行うまちづくりをいう。
- (5) 参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。
- (6) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。
- (7) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。
- (8) 公共 公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。

2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。

第2章 住民自治の基本理念

(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主権者である。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。

- (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。
- (2) 役割分担及び協働によること。
- (3) 情報を共有すること。
- (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。
- (5) 地域の特性を生かすこと。
- (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。

第3章 市民の権利及び役割

(市民の権利及び役割)

第6条 市民は、市政に関して知る権利を有するとともに、広くまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。

3 市民は、まちづくりに当たっては、互いの権利を尊重し、住民自治に寄与するものとする。

(コミュニティ)

第7条 市民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として形成された自治会等地域のコミュニティに対する理解を深め、互いに協働してより良い地域社会の実現に努めるものとする。

2 市民は、社会の課題の解決を図る市民活動団体等公益性を有する活動を目的とするコミュニティに対する理解を深め、その活動が健全に展開される豊かな市民社会が形成されるよう努めるものとする。

3 コミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。

第4章 市の責務

(執行機関等)

第8条 市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）は、次に掲げる事項を基本として、住民自治を充実しなければならない。

(1) 組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。

(2) 政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。

(3) 市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。

(4) 市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。

(5) 効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。

(6) 市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。

2 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿って活動するよう努めるものとする。

(市議会)

第9条 市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。

2 市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

3 市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。

第5章 住民自治の市政運営

(基本原則)

第10条 市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。

(市民投票)

第11条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、市民投票を実施することができる。

2 市民投票は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより、これを実施する。

3 前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件、成立要件その他市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

4 市民及び市は、前3項の規定により市民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。

(パブリックコメント手続)

第12条 市長等は、市政の基本的かつ重要な政策の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、原則として広く市民から意見を求めるパブリックコメント手続を実施するものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を考慮し、政策の検討を行うものとする。

3 市長等は、提出された意見の概要及び政策に係る意思決定の内容を公表するものとする。

(審議会等の運営)

第13条 市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。

(協働で担う公共)

第14条 市長等は、公益事業等の充実を図るため、市民と市の協働に努めるものとする。

2 市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。

3 市長等は、前2項に規定するもののほか、様々な主体が協働して公共を担うための環境の整備に努めるものとする。

(まちづくりに関する協議会等)

第15条 市長等は、地域を構成する市民と緊密な関係にあり、地域の特性を生かしたまちづくりを担うコミュニティの活動を尊重するものとする。

2 市長等は、コミュニティが地域のまちづくりを主体的に進めるために、まちづくりに関する協議会を設ける場合は、必要に応じてこれを支援するものとする。

- 3 市長等は、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。

(中間支援機能)

- 第16条 市長等は、コミュニティ相互を始めとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するための支援機能の充実に努めるものとする。

(住民自治推進審議会)

- 第17条 市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。

- 3 審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。

- 4 市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

- 5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 岐阜市住民自治基本条例施行規則

平成19年3月30日 岐阜市規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市住民自治基本条例（平成19年岐阜市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出資法人等の範囲)

第2条 条例第8条第2項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる者とする。

- (1) 市の出資する法人で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7第1項に規定する法人
- (2) 前号に掲げる法人のほか、市が財政的援助を与えている法人のうち市の施策及び住民自治の充実に深く関与しているもので別に定めるもの

(推進審議会の委員)

第3条 条例第17条に規定する住民自治推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 市民活動団体代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民参画部市民参画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

3 社会背景の変化と地方分権改革の進展

時期	社会背景	地方分権改革の動向
昭和55年(1980年)	<ul style="list-style-type: none"> 核家族化が進行(1955年に三世帯同居と同程度(45.4%)であったのが、この年は60.3%に) 	
平成7年(1995年)	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災で、ボランティアが活躍。わが国における「ボランティア元年」とも言われる。 地震が発生した1月17日は、後に、「防災とボランティアの日」と定められる。 	<p>地方分権推進法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、総合的に推進することを目的とする時限立法(平成13年7月失効)
平成9年(1997年)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止京都会議(第3回気候変動枠組条約締結国会議)で「京都議定書」策定 ナホトカ号重油流出事故で、多数のボランティアが回収作業に参加 	
平成12年(2000年)	<ul style="list-style-type: none"> 単独世帯の増加(1980年に18.1%であったのが、この年は24.1%に) 	<p>地方分権一括法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方と国を対等の関係に位置づけ、市町村への権限移譲・拡充を図ることを目的に、機関委任事務制度や通達を廃止
平成14年(2002年)	<ul style="list-style-type: none"> 「骨太の方針2002」で、三位一体の改革方針が打ち出される。 「市町村の合併の特例等に関する法律」が制定される。 平成の大合併により、1999年3月末で全国に3,232あった市町村が、2007年度中に1,800を割る見込み 	
平成15年(2003年)		<p>第27次地方制度調査会が「今後の地方自治制度のあり方」について答申</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の地方のあり方に関して、「補完性の原則」の考え方にに基づき、住民に最も身近である「基礎自治体優先の法則」の実現、「団体自治」のみではない「住民自治」の充実、「新しい公共空間」の形成が盛り込まれる。
平成18年(2006年)	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少に転ずる。(国の合計特殊出生率は1.32に) 	
平成19年(2007年)	<ul style="list-style-type: none"> 平均寿命の延伸、高齢社会の一層の進展 国の債務残高が過去最高(836兆余円)に 	<p>地方分権改革推進法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの法律の成果を踏まえ推進計画を策定するなど、さらに施策の推進を図るもので、第二期地方分権改革スタートとして位置付けられる。 <p>「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進法に基づき設置された地方分権改革推進委員会がまとめたもので、今後これに基づいて検討を進め、地方分権改革推進計画、地域主権推進一括法案を3年以内に国会に提出するとされた。 <p>「経済財政改革の基本方針2007年」</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が地方に押し付けるという国と地方の関係を見直し、「地方が主役の国づくり」を目指すとしている。

時期	社会背景	地方分権改革の動向
平成20年(2008年)	<ul style="list-style-type: none"> リーマン・ブラザーズの経営破綻に端を発した世界同時不況が起こる(リーマン・ショック)。世界的金融危機が発生し、世界各国の経済に深刻な影響 日本経済にも大きな影響をもたらし、派遣切りなど雇用不安や貧困が社会問題化 	
平成21年(2009年)	<ul style="list-style-type: none"> 第45回衆議院議員選挙が行われる。 その結果、民主党を中心とした新政権が誕生 	<p>地域主権戦略会議 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域主権を早期に確立する観点から、地域主権に資する改革に関する施策を検討、実施するとされた。 <p>地方分権改革推進計画 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付の見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について取組を推進する。
平成22年(2010年)	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい公共」円卓会議が設置されるなど、市民・NPO・企業などが積極的に公共サービスの提供主体として活動する「新しい公共」のあり方について国の議論が進められる。 	<p>地域主権戦略大綱 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とし、その中でも住民に身近な基礎自治体を重視している。
平成23年(2011年)	<ul style="list-style-type: none"> 東北地方沖で起きたマグニチュード9.0の大地震による東日本大震災が発生。死者・行方不明者・負傷者合わせて2万人を超える人的被害を出し、避難者数は30万人以上に及ぶ。 未曾有の大災害の中で、福島第一原子力発電所の事故により近隣県の住民生活に多大な影響 ギリシアの債務危機が表面化し欧州経済全体に影響、EUからの支援が検討される。 	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月に成立した第1次一括法では、地方分権改革推進計画(H21.12.15閣議決定)を踏まえ、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を図り、関連法律(42法律)の整備を行うこととされた。 <p>第2次一括法成立</p>
平成24年(2012年)	<ul style="list-style-type: none"> 長期債務残高が国と地方の合計で約940兆円、対GDP比196%(財務省推計:平成24年度末見込み)に達する。 財政再建に向け、社会保障と税の一体改革の中で消費税の増税が国の大きな課題とされる。 	
平成25年(2013年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際通貨基金による日本経済に関する2013年の年次審査報告書で、アベノミクスにより景気見通しが「著しく改善している」と評価 国債や借入金、政府短期証券の残高を合計した「国の借金」が1,000兆円を突破 	<p>地方分権改革推進本部 設置</p> <p>第3次一括法成立</p>
平成26年(2014年)	<ul style="list-style-type: none"> 消費税が5%から8%に増税 	第4次一括法成立
平成27年(2015年)	<ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法の改正により、投票権の年齢が18歳以上に 	第5次一括法成立
平成28年(2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県でマグニチュード7.3の大地震、熊本地震が発生 18歳選挙権に関する公職選挙法が6月19日に施行、18歳から選挙投票が可能となり、要件を満たす現役高校生も投票可能となる。 	第6次一括法成立
平成29年(2017年)		第7次一括法成立

4 地域の各種団体

※岐阜市自治会百科事典2017（岐阜市自治会連絡協議会発行）参考

団体の種類	団体名	主な活動内容
住民自治関係の 各種団体など	自治会連合会 まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が安全・快適に生活できる環境を作り出す自治活動を展開 地域の各種団体が連携し、まちづくりのあり方等を話し合い、地域課題、地域の特性・資源を見つけ、地域のまちづくり活動を展開
社会福祉関係の 各種団体など	社会福祉協議会支部 日本赤十字社 岐阜支部岐阜市地区 岐阜県共同募金会岐阜市支会 地区民生委員・児童委員協議会 地区老人クラブ連合会 母子寡婦福祉連合会 身体障害者福祉協会支部 遺族連合会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉や在宅福祉サービス事業を中心に活動 災害救護活動をはじめ医療や奉仕活動など 赤い羽根共同募金運動や歳末助け合い募金運動を推進 相談事業、ひとり暮らし高齢者への声かけ、子育て支援事業など 高齢者の健康増進や生きがいづくり活動など 母子家庭及び寡婦の支援など 身体障がい者への相談対応、福祉サービス情報の提供など 慰霊事業や遺族処遇改善運動事業など
防災関係の 各種団体など	地区自主防災組織 消防団分団 市民消防隊 女性防火クラブ 少年消防クラブ 水防団	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の相互応援、自主防災組織の災害対応能力の向上など 消防活動、防災活動など 耐震性貯水槽等を活用し、災害時の初期消火や生活用水の確保など 安全なまちづくりにおける住宅防火対策の推進など 火災予防の啓発、火災予防に対する正しい知識と技術の習得など 洪水に対する警戒、訓練、地域の水災防止に関した活動など
防犯・ 交通安全関係の 各種団体など	地区防犯連絡協議会 地区交通安全女性 交通安全協会支部	<ul style="list-style-type: none"> 地域安全活動の普及、地域の安全に関する意識の高揚など 幼児や高齢者などへの交通安全指導、交通安全行事への参加など 交通安全思想の普及宣伝、交通事故防止対策の推進など
環境美化関係の 各種団体など	都市美化推進連絡協議会支部	<ul style="list-style-type: none"> 地域清掃活動、美化活動など <p>【5・3・0(ごみゼロ)運動[5月]、クリーンシティぎふの日運動[11月]】</p>
基盤整備関係の 各種団体など	岐阜治水会 長良川橋梁架設推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 長良川及び支派川の改修の促進など 長良川橋梁架設事業等に関する情報収集、調査・研究など
青少年教育関係の 各種団体など	子ども会育成会 青少年育成市民会議 コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達に不可欠な仲間・集団での活動や体験の場提供など 青少年の健全育成と非行防止活動など 地域住民、保護者、学校関係者が地域に根差した学校づくりのあり方を協議し、地域資源・人材を活用した授業や学校と一体となった地域行事の取り組みなど
社会体育関係の 各種団体など	スポーツ推進委員 体育振興会 スポーツ少年団	<ul style="list-style-type: none"> 生涯スポーツの推進、地域の自主的なスポーツ事業の開催など 地域市民運動会や地域スポーツ行事の開催、生涯スポーツの普及など スポーツ活動を通じた青少年の健全育成など
社会教育・ コミュニティ・ 人権関係の 各種団体など	公民館運営委員会 女性の会 小学校・中学校PTA 視聴覚クラブ等 コミュニティセンター運営委員会 地域人権教育推進委員会 保護司会	<ul style="list-style-type: none"> 公民館活動(運営)の円滑な実施など 女性の教養向上、家庭生活充実、地域社会発展など 児童・生徒の健全な育成のための研修会等の開催、情報交換など 視聴覚教育の調査研究、生涯学習視聴覚教育の推進・啓発など コミュニティセンターの管理運営、施設利用サークルの育成など 人権意識の高揚、人権教育事業の取り組みなど 罪を犯した人の更生支援、犯罪予防の啓発活動など

5 岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022 策定までの経過

平成15年度

岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」の策定

市民参画部 新設

- 基本理念「市民と行政の協働」
- 基本計画「(仮称)自治基本条例」の制定

「岐阜市協働のまちづくり指針」の策定

岐阜市協働のまちづくり指針策定検討委員会 設置

平成16~17年度

主な事業の導入・実施

- 【平成16年度】
- 地域力創生モデル事業（平成16年度から）
 - 市民活動支援事業（平成16年度から）
 - 岐阜市協働のまちづくり推進委員会の設置（平成16年度から平成17年度まで）
※平成18年度には「(仮称)岐阜市住民自治基本条例検討委員会」へ移行
 - 岐阜版アダプト・プログラム（平成16年度から）
 - 岐阜市NPO・ボランティア協働センター開設（平成16年7月）
 - パブリックコメント手続の導入（平成17年1月から）
- 【平成17年度】
- 標準地域自治区の設置（平成18年1月から）
 - 「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」の策定と運用（平成18年3月から）

平成18年度

(仮称)岐阜市住民自治基本条例検討委員会の設置

(仮称)岐阜市住民自治基本条例に関するプロジェクト会議を庁内に設置



検討委員会による条例案の答申（平成19年1月24日）

議会への提案（平成19年3月）

平成19年度

- 岐阜市住民自治基本条例 施行（平成19年4月1日）
- 「岐阜市市民との協働推進本部」の設置
- 「岐阜市住民自治推進審議会」の設置
- 「協働型市政運営行動計画」の策定（平成20年3月）

平成24年度

協働型市政運営行動計画(平成20年3月策定)を見直し
○「協働のまちづくり推進計画」の策定（平成25年3月）

平成27年度

- 【平成27年度】
- みんなの森 ぎふメディアコスモス内に市民活動交流センター開設（平成27年7月18日）

平成29年度

協働のまちづくり推進計画(平成25年3月策定)を見直し
○「岐阜市協働のまちづくり推進計画2018-2022」の策定（平成30年3月）

6 自治基本条例の全国的な制定状況

自治基本条例は、自治体運営の基本原則や理念を明確にし、地域課題への対応やまちづくりを進める過程で誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体運営のための基本ルールを定めた条例です。

条例を制定している自治体では、情報共有、市民参加・協働によるまちづくり、市民・行政・議会等のそれぞれの役割と責任、情報公開、基本計画・審議会等への市民参加、住民投票などについて定めています。

名称は自治体によって異なり、「まちづくり基本条例」、「市民協働推進条例」など、さまざまな名称があります。

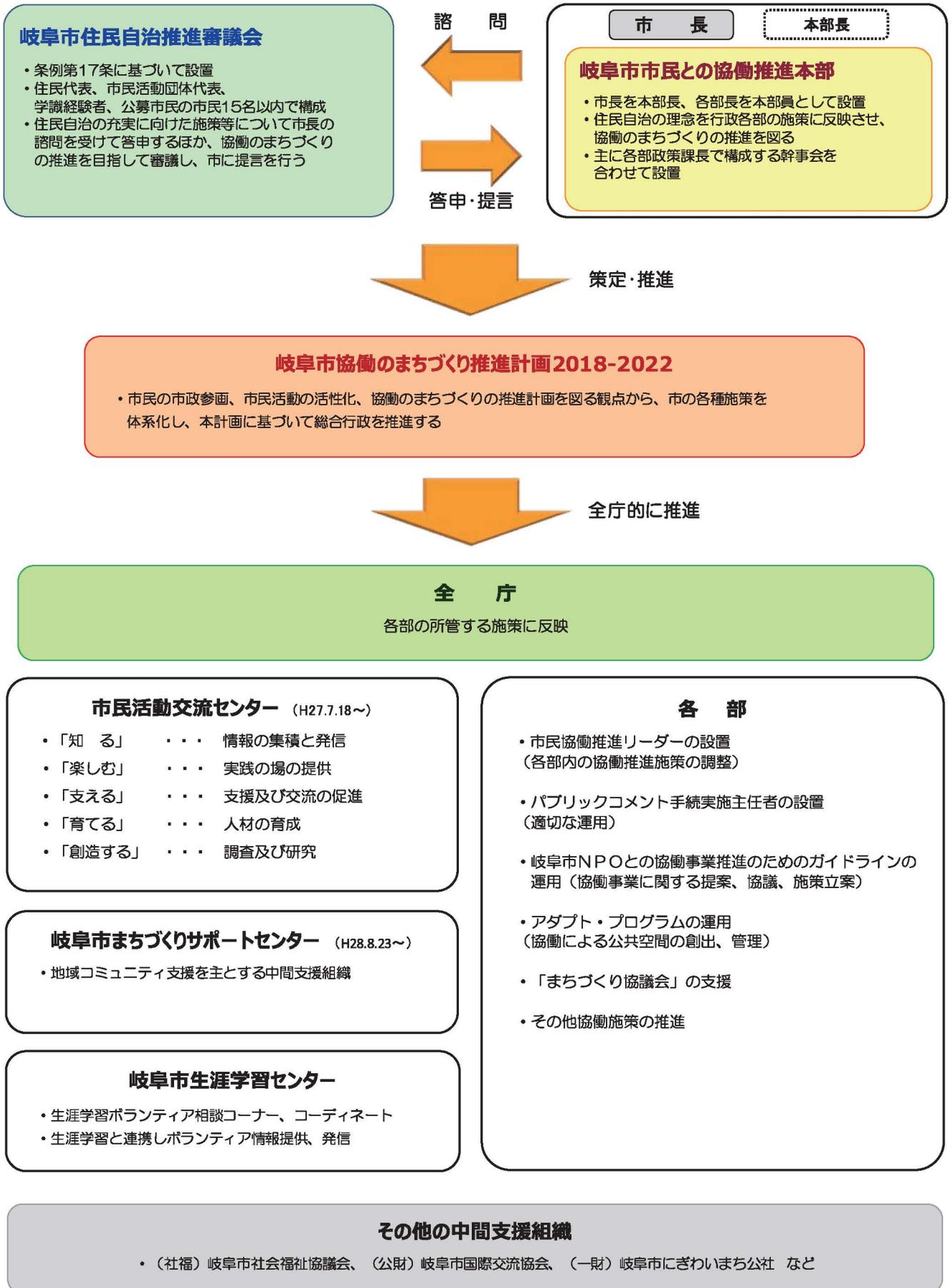
	自治体名	条例名	施行日
政令指定都市	川崎市	川崎市自治基本条例	平成17年4月1日
	静岡市	静岡市自治基本条例	平成17年4月1日
	札幌市	札幌市自治基本条例	平成19年4月1日
	新潟市	新潟市自治基本条例	平成20年2月22日
	熊本市	熊本市自治基本条例	平成22年4月1日
	北九州市	北九州市自治基本条例	平成22年10月1日
中核市	横須賀市	横須賀市市民協働推進条例	平成13年7月1日
	呉市	呉市市民協働推進条例	平成15年4月1日
	高知市	高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	平成15年4月1日
	下関市	下関市市民協働参画条例	平成15年6月1日
	八戸市	八戸市協働のまちづくり基本条例	平成17年4月1日
	豊田市	豊田市まちづくり基本条例	平成17年10月1日
	岐阜市	岐阜市住民自治基本条例	平成19年4月1日
	豊橋市	豊橋市市民協働推進条例	平成19年4月1日
	豊中市	豊中市自治基本条例	平成19年4月1日
	宇都宮市	宇都宮市自治基本条例	平成21年4月1日
	西宮市	西宮市参画と協働の推進に関する条例	平成21年4月1日
	松山市	松山市地域におけるまちづくり条例	平成21年4月1日
	岡崎市	岡崎市市民協働推進条例	平成21年7月1日
	奈良市	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例	平成21年7月1日
	越谷市	越谷市自治基本条例	平成21年9月1日
	高松市	高松市自治基本条例	平成22年2月15日
	函館市	函館市自治基本条例	平成23年4月1日
	大分市	大分市まちづくり自治基本条例	平成24年4月1日
	姫路市	姫路市まちづくりと自治の条例	平成25年12月20日
	旭川市	旭川市まちづくり基本条例	平成26年4月1日
	長崎市	長崎市よかまちづくり基本条例	平成27年12月1日
	青森市	青森市まちづくり基本条例	平成28年4月1日
	宮崎市	宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例	平成28年6月24日
	尼崎市	尼崎市自治のまちづくり条例	平成28年10月8日
その他	ニセコ町	ニセコ町まちづくり基本条例	平成13年4月1日
県内市町	多治見市	多治見市市政基本条例	平成19年1月1日
	輪之内町	輪之内町まちづくり基本条例	平成22年4月1日
	垂井町	垂井町まちづくり基本条例	平成23年4月1日
	瑞穂市	瑞穂市まちづくり基本条例	平成24年4月1日
	池田町	池田町まちづくり条例	平成24年4月1日
	郡上市	郡上市住民自治基本条例	平成26年3月27日
	関市	関市自治基本条例	平成26年12月25日
	安八町	安八町自治基本条例	平成27年3月12日
	瑞浪市	瑞浪市まちづくり基本条例	平成27年7月1日
	山県市	山県市まちづくり基本条例	平成28年3月18日
	羽島市	羽島市まちづくり基本条例	平成28年4月1日

7 岐阜市協働のまちづくり年表

年度	協働のまちづくり 市政運営			
	全体	重点推進施策		
		①市民の市政参画 手法の積極的な運用	②地域との協働	③生涯学習による まちづくり
～ H14				H8 ・生涯学習都市宣言
H15	・市民参画部新設 ・岐阜市協働のまちづくり指針策定			
H16	・岐阜市協働のまちづくり推進 委員会設置(～H17)	・パブリックコメント手続 (～現在)	・地域人材養成支援研修 ・地域内情報誌発行モデル事業 ・地域力創生モデル事業(～H18)	
H17				
H18	・(仮称)岐阜市住民自治 基本条例検討委員会 ・(仮称)岐阜市住民自治 基本条例庁内プロジェクト会議 岐阜市住民自治基本条例制定			
H19	・岐阜市住民自治推進審議会 設置(～現在) ・岐阜市市民との協働推進本部 設置(～現在) 協働型市政運営行動計画 策定		・まちのちからステップアップ事業 ・地域に息づく！スローライフ発見 活用事業(～H20)	
H20			・地域力創生事業(～現在)	・地域課題解決入門 講座 ・団塊の世代のための 市民講師養成講座 ・セカンドライフの 居場所づくり事業 ・協働のまちづくりの 担い手育成(～現在)
H21				
H22		・岐阜市住民投票 制度研究会設置 (～H24)	・ソーシャル・キャピタル研究 (ソーシャル・キャピタル推進事業) (～H26)	
H23				
H24	協働のまちづくり推進計画 策定			
H25		・市政参画手法 活用研究会		
H26				
H27				
H28				
H29	岐阜市協働のまちづくり 推進計画2018－2022策定		・地域まちづくりプレーヤー 登録制度(～現在)	

年度	協働のまちづくり 市政運営				
	全体	重点推進施策			
		④より良い公共の創出	⑤中間支援機能の充実	⑥自発的なまちづくり活動の醸成	⑦市職員の社会貢献活動の促進
～ H14			H11 ・ボランティア相談コーナー開設 H13 ・岐阜市生涯学習センター開設 ・ぎふまちづくりセンター設立		
H15	・市民参画部新設 ・岐阜市協働のまちづくり指針策定				
H16	・岐阜市協働のまちづくり推進委員会設置(～H17)	・市民活動支援事業(～現在) ・岐阜版アダプトプログラム(～現在)	・岐阜市NPO・ボランティア協働センター開設		
H17		・「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」策定(「協議の場」開催)(～現在)			・市民協働推進連絡会設置(～現在) ・市民協働推進リーダー設置(～現在)
H18	・(仮称)岐阜市住民自治基本条例検討委員会 ・(仮称)岐阜市住民自治基本条例庁内プロジェクト会議 岐阜市住民自治基本条例制定				
H19	・岐阜市住民自治推進審議会設置(～現在) ・岐阜市市民との協働推進本部設置(～現在) 協働型市政運営行動計画策定				
H20				・元気なぎふ応援基金創設(～現在)	・市職員の社会貢献活動の促進(研修等)(～現在)
H21				・岐阜版ソーシャル・プロモーション(～H24)	
H22					
H23					
H24	協働のまちづくり推進計画策定				
H25					
H26			・ぎふまちづくりセンター解散		
H27			・岐阜市NPO・ボランティア協働センター閉鎖 ・市民活動交流センター開設		
H28			・岐阜市まちづくりサポートセンター設立		
H29	岐阜市協働のまちづくり推進計画2018～2022策定				

8 岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022 の位置付けと計画の推進体制



9 岐阜版アダプト・プログラム 事業実施状況一覧（順不同）

（平成29年12月末現在）

	活動団体名	活動場所	分類
1	きょうまちボイステZEROの会	美江寺交差点付近など京町地区5地域の道路等	一般型
2	両満川をきれいにする会	両満川	一般型
3	細畑自治会連合会（長森南自治会連合会）	境川（岐南大橋～両天橋間）	一般型
4	新荒田川をきれいにする会	竹橋から新荒田橋まで	一般型
5	日置江自治会連合会	日置江校区（長良川・荒田川・大江川堤防及び県道岐阜・垂井線並びに市道）	一般型
6	華陽小学校PTA	華陽町2丁目 華陽小学校	一般型
7	大同コンサルタンツ(株)	中鶉1、2丁目、東鶉1、2丁目の市道	一般型
8	金華山を美しくする会 （明るい社会づくり運動協議会）	金華山ドライブウェイ（堀割～プラネタリウム跡駐車場）	一般型
9	梅林公園を守る会	梅林公園	創造型
10	戸石川 水辺の楽校運営協議会	準用河川戸石川「水辺の楽校ゾーン」整備予定地	創造型
11	東邦ガス(株)岐阜営業所	東邦ガス(株)岐阜営業所（加納坂井町2番地）から、JR岐阜駅南口までの岐阜市道の歩道及び岐阜営業所周辺の岐阜市道	一般型
12	三田洞東自治連合会	末洞川	一般型
13	上城古墳保存会	上城田寺第4古墳群	文化財型
14	鳥羽川美化クラブ	鳥羽川（岩崎字下岩崎地内～粟野西7丁目地内）	一般型
15	岩戸川美化推進委員会	岩戸川	一般型
16	西改田自治会	西改田地区内 水路	一般型
17	水と親しむ西郷まちづくり推進協議会	中西郷7丁目地内の水路	環境保全型
18	城田寺の環境を守る会	城田寺地区内の鳥羽川・伊自良川・市道	一般型
19	芥見養笠花づくり同好会	芥見2-98-1付近	創造型
20	(株)テイコク 芥見ビル	芥見南山1、2丁目の市道	一般型
21	梅林の環境を守る会	梅林地区の道路	一般型
22	グループSAKURA	大洞桜台周辺	創造型
23	黒野二番地昭友会	黒野城南公園・城跡公園一帯	創造型
24	ハートフルスクエア-G 岐阜市生涯学習・女性センター	ハートフルスクエア-Gの館外周辺	一般型
25	中央エンジニアリング(株)	柳森公園周辺	一般型
26	丸窓電車を保存する会	金公園の丸窓電車とその周辺	一般型
27	茜部葦野3丁目自治会・子ども会・老人会	旧茜部公民館跡地周辺	一般型
28	柳津町商工会女性部	柳津町北塚5丁目地内	創造型
29	近島自治会連合会	近島公園及び白菊公園の周辺道路	一般型
30	内藤建設(株)	六条南公園周辺道路	一般型

	活動団体名	活動場所	分類
31	家庭倫理の会 岐阜市	岐阜駅北口から岐阜市文化センターまでの道路	一般型
32	NPO法人 長良・自然とくらし楽校	長良3丁目 堀田公園予定地	創造型
33	祇園三丁目身障者花づくり会	祇園3丁目周辺道路	創造型
34	(株)十六銀行 真砂町支店	真砂町10丁目地内	創造型
35	内藤建設(株)	JR岐阜駅北口駅前広場	一般型
36	華西ふれあい花壇ボランティア会	日置江・華西公園周辺及び大江川堤	創造型
37	光公園・美しくする会と近石病院	光公園と周辺道路	一般型
38	岐阜信用金庫 若宮町支店	神田町2丁目、若宮町4丁目	一般型
39	大洞柏台自治会連絡会	大洞柏台団地地内	一般型
40	桜台自治会	大洞桜台団地地内	一般型
41	玉宮かいわい町人会	玉宮界限	創造型
42	竹林整備ボランティア 風と土の会	岐阜市竹林広場	環境保全型
43	高田境川清掃ネットワーク	境川(高田地域内流域)	一般型
44	天理教岐阜支部	長良公園	一般型
45	芥見東自治会連合会 紅葉が丘支部	大洞紅葉が丘側溝・公民館 法面の草刈、伐採	一般型
46	伊自良川ラグビー場を整備する会	伊自良川ラグビー場(伊自良川グランドA)	創造型
47	佐野自治会	佐野地内の道路、公民館、水路、墓、神社	一般型
48	南塚自治会	南塚地内	創造型
49	岐阜信用金庫	JR岐阜駅北口駅前広場	一般型
50	岐阜市青年OB会 長森南支部	高田1丁目 野岸橋から切通1丁目 竹橋の間の新荒田川	一般型
51	(株)丸泰	領下6丁目 社屋周辺	一般型
52	(株)カンチ 岐阜アスコン	河渡工場周辺道路・堤防	一般型
53	山一電気(株)	坂井町2丁目周辺道路	一般型
54	大洞自治会	大洞区域	一般型
55	大東(株)	六条中公園・空下公園の周辺道路	一般型
56	岐阜長良川ロータリークラブ	JR岐阜駅北口駅前広場	一般型
57	岐阜伊奈波ライオンズクラブ	JR岐阜駅北口駅前広場	一般型
58	新日本ガス(株)	JR岐阜駅北口駅前広場	一般型
59	(株)十六銀行	JR岐阜駅北口駅前広場	一般型
60	岐阜市建築技術協会	JR岐阜駅北口駅前広場	一般型

	活動団体名	活動場所	分類
61	竹文化振興協会 岐阜支部	岐阜市竹林広場	創造型
62	金華山サポーターズ	金華山	環境保全型
63	岐阜市立女子短期大学周辺・伊自良川環境美化委員会	岐阜市立女子短期大学周辺・伊自良川堤防	一般型
64	岡田産業(株)	宇佐南4丁目	一般型
65	ユニオンテック(株)	中鶉1丁目の市道	一般型
66	又丸自治会	又丸地区内の水路	一般型
67	大洞桐ヶ丘市営支部	桐ヶ丘市営支部敷地の法面	一般型
68	日野吉工業(株)	北鶉3丁目の市道	一般型
69	荒田川周辺地域の環境を守る会	茜部地域の荒田川周辺	一般型
70	合渡まちづくり協議会	合渡地域の天王川	創造型
71	北山自治会	北山自治会地域	一般型
72	(公財)岐阜市教育文化振興事業団 ドリームシアター岐阜	ドリームシアター岐阜周辺	一般型
73	茂地自治会	茂地地域内の竹藪・水路・道路	一般型
74	(株)ライン	道の駅柳津周辺・境川沿いの道路	一般型
75	桐が丘自治会	桐が丘自治会地域	一般型
76	桜台市営自治会	桜台市営自治会地域	一般型
77	紅葉が丘市営自治会	紅葉が丘市営自治会地域	一般型
78	柏台市営自治会	柏台市営自治会地域	一般型
79	東山自治会	東山自治会地域	一般型
80	横河ソリューションサービス(株) 岐阜営業所	加納清水町5丁目近辺	一般型
81	(株)国井建設	鏡島精華3丁目地内	一般型
82	(株)川田電機工務店	吹上町6丁目及び本荘小学校周辺	一般型
83	名三工業(株) 岐阜営業所	営業所周辺(東金宝町)	一般型
84	芥見東アダプト・プログラム会	山田川流域堤防の道路および法面	一般型
85	(一社)岐阜土木工業会 山本建設(株)	早田東・北公園	一般型
86	(一社)岐阜土木工業会 (株)市川工務店	鹿島町・香取町周辺道路	一般型
87	(一社)岐阜土木工業会 (株)園井組	古川公園(一日市場北町地内)	一般型
88	道家工業(株)	茜部新所4交差点(歩道橋下部)	一般型
89	(株)東光電工社	茜部菱野2丁目113-1 支社周辺	一般型
90	同和建設(株)	岐阜大学進入路周辺	一般型

	活動団体名	活動場所	分類
91	和泉土建(株)	岐阜駅南口周辺	一般型
92	(有)カワダ建設	村山2丁目地内	一般型
93	NEGフィールドイング(株) 中部支社 岐阜支店	新田公園(六条大溝4丁目)	一般型
94	(株)二葉工業所	石切町37番地	一般型
95	(一社)岐阜土木工業会 (株)大野組	会社周辺(加野西畑北交差点周辺)	一般型
96	(一社)岐阜土木工業会 (株)笠井土建	会社周辺(北野北)	一般型
97	(一社)岐阜土木工業会 岐阜北建設(株)	会社周辺(茂地)	一般型
98	(一社)岐阜土木工業会 協栄建設(株)	会社周辺(茂地)	一般型
99	(一社)岐阜土木工業会 永井建設(株)	道路清掃、公園清掃	一般型
100	(一社)岐阜土木工業会 馬場建設(株)	会社周辺(島田東町)	一般型
101	(一社)岐阜土木工業会 丸成林建設(株)	会社周辺(北一色)	一般型
102	(一社)岐阜土木工業会 (株)丸利組	会社周辺(長森南地域)	一般型
103	(一社)岐阜土木工業会 (株)丸平工業	会社周辺(大菅北、下奈良)	一般型
104	(一社)岐阜土木工業会 山尾興業(株)	七郷校下	一般型
105	(一社)岐阜土木工業会 塩谷建設(株)	会社周辺(六条片田)	一般型
106	(一社)岐阜土木工業会 久世工業(株)	会社周辺(黒野)	一般型
107	(一社)岐阜土木工業会 巴産業(株)	会社周辺(大池町、島田西町)	一般型
108	(一社)岐阜土木工業会 玉田建設(株)	会社周辺(大洞)	一般型
109	(一社)岐阜土木工業会 (株)丸英杉山組	則武中2丁目地内	一般型
110	(一社)岐阜土木工業会 大日本土木(株)	会社周辺(宇佐南)	一般型
111	(株)大村建設	ながら川ふれあいの森 駐車場内	一般型
112	酒井電気工事(株)	若福町9丁目周辺(主に、鳥羽川堤防法面の草刈り、ゴミ拾い)	一般型
113	(有)星和土木	榕洞地内	一般型
114	(株)篠田製作所	金園町及び東駒爪町周辺地域の道路	一般型
115	小塩通信(株)	敷島町7丁目 会社周辺の市道及び本荘西公園内	一般型
116	濃尾電機(株)	宇佐南2丁目 濃尾ビル周辺	一般型
117	日本テクノ(株)岐阜営業所	濃飛ニッセイビル周辺道路	一般型
118	(一社)岐阜土木工業会 寺嶋建設(株)	上加納山地域周辺	一般型
119	近松建設(株)	金園公園	一般型
120	安田(株)	鶴田町3丁目 会社周辺	一般型

	活動団体名	活動場所	分類
121	松村工業(株)	藪田東1丁目、市橋3丁目地内	一般型
122	芥見南地域を花で飾る会	大洞緑山地域	創造型
123	(一社)岐阜土木工業会 (株)村山組	方県(方県小学校通学路内)	一般型
124	二幸エンジニアリング(株)	下奈良4-3-1 次木公園	一般型
125	(株)ブレイク	太郎丸宇寺下2148 会社周辺	一般型
126	(一社)岐阜土木工業会 (株)松英組	端詰町地内 会社周辺	一般型
127	芥見南環境美化の会 (シデコブシを守る会)	緑山公園に隣するシデコブシ群落地域及び岡本球場周辺の道路	環境保全型
128	安田電機暖房(株)	岐阜駅北口駅前広場	一般型
129	(株)MIMAMORU	西中島1から北島3の道路を中心とした区域	一般型
130	(株)土本建設	松風町1丁目、2丁目 市道	一般型
131	(株)ダイワテクノ	則武東2丁目地内の市道	一般型
132	ロードメンテナンスサポーター清流会	司町地内 みんなの森 ぎふメディアコスモス周辺	創造型
133	木之本長寿会	光明町2丁目 木ノ本小北側	一般型
134	日野まちづくり協議会 芝桜プロジェクト委員会	日野3丁目～4丁目 南北道路沿い花壇	創造型
135	岐阜信用金庫 日野支店	日野南6丁目地内 轟公園花壇	創造型
136	岐阜商工信用組合 本店営業部	今次町17番地周辺市道	一般型
137	(一社)岐阜土木工業会 (株)三洋組	正木633番地周辺市道	一般型
138	岐阜繊維福祉協同組合	葭町6丁目地内および此花町6丁目の一部地内の区域	一般型
139	技研サービス	宇佐南3丁目地内本社周辺道路	一般型
140	(株)デリ・ジャパン	昭和町1丁目～3丁目地内道路	一般型
141	(株)魚國総本社 スクールランチG	岐阜中央中学校、梅林中学校、長森南中学校、厚見中学校、長良中学校、藍川中学校、藍川北中学校、藍川東中学校周辺市道	一般型
142	三田洞東川西第一自治会	末洞川水路・これに並行する市管理道・坂下公園・薬大横ポケットパーク(市道三田洞住宅12号線)(三田洞東5丁目地内)	一般型
143	藪田西第1・第2自治会	藪田西地域排水路	一般型
144	NTTインフラネット岐阜支店	学園町3-45(メモリアルセンター西側歩道)	一般型
145	(株)環境システム社	柳津町梅松地内 羽島用水道路	一般型
146	岐阜市勤労ふれあいセンター サンライフ岐阜	施設周辺道路(長良)	一般型
147	(有)マルシン森建設	本郷町通りケヤキ並木 金華山登山道	一般型
148	(株)沢田工業	正木中地域の道路	一般型
149	(株)高橋建材	則武中地区 金華山登山道	一般型
150	メタウォーター株式会社	光明町3丁目1番地周辺の市道	一般型
151	岩崎高齢者福祉会	岩崎区全域の市道	一般型

10 用語解説

	用語	解説
あ	アダプト・プログラム	アダプト・プログラムは、1985年、高速道路での散乱ごみ問題が深刻化するアメリカのテキサス州で生まれました。アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、そこから転じて、公共空間を住民の皆さんが養子のように愛情をもって面倒をみるというものです。継続的に公共空間の美化活動を進めるため、活動団体と行政が覚書を結び、このことを広く知らせ、あわせてポイ捨てを防止するために看板（サインボード）を行政が設置しています。
か	協働	地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、そして市民と行政がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいいます。
	元気なぎふ応援基金	市民・企業等からの寄附金を市のまちづくりに活用していくために創設した基金で、寄附者の意向を反映しつつ、基金を活用することによって、豊かで魅力あるまちづくりを目指すものです。 この基金は、寄附者の意向を尊重するという理念から、寄附金の使いみちを指定することができるようになっており、寄附金控除として所得税・住民税の控除対象となる、ふるさと納税にも対応しています。
	コミュニティ	多様な生活形態を基礎として形成されるまとまり・結びつきのひろがり。住民一人ひとりのつながりに始まり、地縁による「地域型コミュニティ」、特定のテーマを持った「目的型コミュニティ」などがあります。
	コミュニティビジネス	地域の人々が中心となり、地域に根付いた市民サービスや社会サービス事業を展開することで、ビジネス的手法により地域課題を解決していくとする取り組み
さ	参画	まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいいます。
	住民自治	住民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいいます。
	生涯学習	人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習
	ソーシャル・キャピタル	社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念で、人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることができるという考え方

	用語	解説
た	中間支援機能（組織）	地域の市民活動団体の育成やネットワーク形成などを目的とし、まちづくりに関する情報収集・発信、まちづくりのコーディネート、行政との調整などといった中間支援を担う機能（組織）
	都市内分権	市をいくつかの区域に分け、地域固有のまちづくりを住民の参画により進め、住民の自己決定、自己責任に基づき、行政と役割分担、協働しながら、住民主体のまちづくりを実現するための仕組みをいいます。 地域のことは自分たちで決め、その責任を負う社会の構築により、地域の個性を生かし、課題を解決して、住民満足度が高い地域づくりを住民自らの手で進めることができる具体的な仕組みであり、地域固有のまちづくりを住民の参画により進めるために、充実した住民自治の機能を備えた組織の形成が必要となります。
は	パブリックコメント手続	市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容等を公表し、広く市民等から意見を求める方法です。提出された意見については、その概要及びそれに対する市の考え方を公表するとともに、意見を参考にして意思決定を行っていきます。
	ボランティア	自発的な意思と自己責任に基づく非営利の社会貢献活動、又はそうした活動を行う人・団体をいいます。
ま	まちづくり	市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための取り組み
	まちづくり協議会	自治会をはじめとする地域の各種団体等で構成され、地域の特性を生かして、住民主体でまちづくり活動を展開していくための組織。 商店街・企業、公民館・学校、教育関係団体、福祉関係団体、防災関係団体、NPOなど地域を構成する様々な人・団体が構成メンバーになることが期待されます。
英数	NPO	主体的なまちづくりに取り組んでいる多くの市民団体を総称してNPOといいます。 NPOとは、非営利組織（Non-Profit Organization）の頭文字をとった言葉です。主として特定の社会課題の解決を目的とした活動を行う団体で、このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて認証を受けた団体がNPO法人です。

岐阜市協働のまちづくり推進計画 2018-2022

平成 30 年 3 月発行

岐阜市 市民参画部 市民参画政策課

〒500-8701 岐阜市今沢町 1 8 番地

TEL : 058-214-4865 (直通)

FAX : 058-265-8665 (専用)

E-mail : sankaku-sei@city.gifu.gifu.jp

